

開会の日 令和7年3月12日(水)
場 所 協 議 会 室

◆出席委員 (13人)

1番	佐藤	克成
2番	中田	利昭
3番	小笠原	美保子
4番	水上	雅廣
6番	上ヶ吹	豊孝
7番	森	要
8番	井端	浩二
9番	澤	史朗
10番	住田	清美
11番	前川	文博
12番	野村	勝憲
13番	籠山	恵美子
14番	高原	邦子

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都竹	淳也
副市長	藤井	弘史
総務部長	谷尻	孝之
危機管理監	高見	友康
総務課長	田中	義也
人事課長	今井	進
財政課長	上畑	浩司
債権管理監	竹原	尚司
危機管理課長補佐兼危機管理係長	吉川	慶
税務課長補佐兼市民税係長	後藤	和宏
総務課行政係長	廣元	久之
総務課管財係長	南	裕基
総務課情報システム係長	松井	洋子
人事課人事給与係長	田中	裕子
企画部長	森田	雄一郎
総合政策課長	下通	剛
総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長	土田	治昭
ふるさと応援課長補佐兼ふるさと応援係長	早川	洋司
総合政策課秘書室係長	横山	理恵
総合政策課政策企画係長	川原	佑介
ふるさと応援課ふるさと応援係長	竹林	久緒
市民福祉部長	野村	賢一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都竹	信也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大上	雅人

市民福祉部参事兼子育て応援課長	舟 本	智 樹
地域生活安心支援センター長兼基幹相談支援係長	青 木	陽 子
保健センター長	小 洞	尚 子
総合福祉課長補佐兼社会福祉係長	丸 亀	圭 祐
地域包括ケア課長補佐兼地域医療係長	中 垣	由 香
宮川診療所課長補佐兼河合診療所課長補佐	水 上	時 雄
地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長	井 谷	直 裕
子育て応援課長補佐兼保育園係長	清 水	浩 美
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋	和 幸
地域包括ケア課介護保険係長	星 野	歩
地域包括ケア課高齢支援係長	渡 邊	郁 絵
地域包括ケア課地域包括支援センター主任担当係長	柚 原	奈緒美
地域包括ケア課地域包括支援センター担当係長	室 田	直 子
市民保健課健康推進係長	加 藤	唯 高
会計管理者	渡 邊	康 智

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長	岡 田	浩 和
書記	倉 坪	正 明
	川 端	嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第46号 令和7年度飛騨市一般会計予算

議案第47号 令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

議案第48号 令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

議案第49号 令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（高原邦子）

ただいまより、第3回予算特別委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。本委員会の会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元にお配りした付託一覧表のとおりです。

説明につきましては、初めに、一般会計歳入歳出予算について所管部局長が順に説明を行い、終了した後に質疑を行います。特別会計予算、企業会計予算については、所管部局の一般会計の質疑が終了した後に引き続き説明と質疑を行います。一般会計、特別会計、企業会計全ての説明と質疑が終了した後に、当委員会の取りまとめを行います。

審査に入る前にお願いいたします。マスクをつけて発言される方はマイクを近づけて、大きめの声でお願いいたします。質疑は一問一答制とし、内容がしっかりと伝わるよう、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。委員のご発言は、まず挙手をして、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を告げ、質疑は資料の該当ページを示してから発言されるようお願いいたします。

また、理事者側の説明及び答弁については、委員長から指名を受けた後、部局長以外の職員については所属と名前を告げてから行ってください。

予算特別委員会の当初予算はとても大切な委員会であります。どうか皆様のご協力でもって建設的な委員会になるように、よろしくお願いいたします。

◆議案第46号 令和7年度飛騨市一般会計予算

【総務部、会計事務局、議会事務局、監査委員事務局所管】

●委員長（高原邦子）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算について、総務部、会計事務局、議会事務局、監査委員事務局所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（高原邦子）

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長（谷尻孝之）

まず、説明の冒頭でございますが、予算の説明方法について、いま一度ご説明申し上げます。各部署の説明者は予算資料の主要事業の概要をベースに説明いたします。その際、特に財源及び使途の説明が必要な場合、同資料に記載されております財源内訳及び使途の内訳で説明しますので、予算書での説明は省略させていただきます。また、主要事業の概要がない部署及び記載がなくても説明したい案件がある場合につきましては、予算書のほうで説明させていただきます。なお、事前に予算書をご確認いただき、その内容にご質問等がある場合につきましては、それぞれの質疑の際にご質問いただければ答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算、総務部所管の説明をさせていただきます。まず、予算書のほうをお願いいたします。一般会計予算総額を197億9,000万円と定めるものでございます。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。同制度における燃料費などの増加相当分を上乗せするもので、第4四半期の確定時期により、交付が年度をまたぐものとなるものでございます。

次に、第3表、債務負担行為でございます。上段のリサイクルセンター粗大ごみ運搬車両購入事業につきましては、粗大ごみ運搬車両を更新するもので、特殊作業車のため納期に時間を要するものでございます。その下、防災情報通信システム設備更新事業は、岐阜県の防災情報通信システムを更新するもので、県に対する負担金となります。ちなみに、令和7年度が設計、令和8年度から令和9年度が工事と伺っております。

第4表、地方債につきましては、辺地対策事業の公共林道整備事業ほか36事業を設定するものでございます。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。こちらのほう、歳入の01市税についてご説明申し上げます。まず、01個人市民税です。納税義務者数の減少や給与所得の増を見込む一方で、昨年度の定額減税による影響額も考慮し、対前年度6,850万円の増と見込みました。

02法人市民税でございますが、主要企業への聞き取り等によりますと、原材料や光熱費の高騰はあるものの、比較的好調な業績が予想される一方、大手企業の予定納税が令和6年度で予定されるため、対前年度3,880万円の減と見込んだところでございます。

次に、02固定資産税ですけれども、地価の下落や新築家屋分の増額及び償却資産のわがまち特例の減免期間終了による増額を見込みまして、固定資産全体でございますが、対前年度4,671万円の増と見込みました。

最下段及び次ページの03軽自動車税でございますが、車両購入時に課税される環境性能割及び毎年課税される種別割を推計した結果、対前年度70万円の増と見込みました。

その下、04市たばこ税、令和6年度の課税実績を基に推移推計した結果、対前年度1,800万円の減と見込みました。

最下段の06入湯税は令和6年度の実績から推計し、対前年度60万円の増と見込みました。

結果、市税全体としては、対前年度5,970万7,000円の増と見込んだところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。02地方譲与税につきましては、国の地方財政計画により、伸び率を考慮して計上しております。

また、03利子割交付金から18ページの中ほどの09環境性能割交付金については、県の推計値を参考に計上しているところでございます。

その下、10地方特例交付金ですが、令和6年度の市民税の定額減税分が終了し、対前年度8,950万円の減としているところでございます。

次ページ、19ページをお願いいたします。上段の11地方交付税のうち、001普通交付税は地方財政計画における伸びにより、2億円増加する一方で、公債費の減少に伴う影響からマイナス6,000万円、減収の伸びによる基準財政収入額の増加によりマイナス4,000万円となります。また、令和7年度の人件費ベースアップ分についても盛り込まれて交付されることから、1億円分を財源留

保するとした結果ですが、前年同額の59億円の計上としました。なお、002特別交付税は当該年度の特種財政事情により交付されるものであることから、前年同額の6億円を計上したところでございます。

次に、人件費全体につきまして説明いたします。147ページまでお願いします。

特別職の給与費明細書でございます。このうち、その他の特別職が前年度と比較して増えております。これは主に5年に一度の国勢調査が実施されるためのものでございます。

次ページ、148ページをお願いいたします。一般職、正職員と会計年度任用職員の合計となりますが、給与費明細書になります。一般会計における職員数でございますが、正職員と会計年度任用職員を合わせ602名となります。

次ページ、149ページをお願いいたします。正職員の給与費明細書となります。職員数は再任用の職員を合わせ366名で、前年度より3名増えております。給与費は職員の退職及び採用による増減に加え、定期昇給、昇格、会計間異動等の事由により、前年度との比較では、給料が3,611万5,000円の増、手当が5,889万2,000円の増、共済費が970万7,000円の増となり、全体では1億471万4,000円の増額となります。

次ページ、150ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与費明細書となります。職員数はフルタイム及びパートタイム職員を合わせて236名で、前年度より24名の減となります。前年度との比較では、報酬が428万9,000円の増、給料は1,664万4,000円の増、職員手当は1,918万円の増、共済費は959万3,000円の増、合わせて合計4,970万6,000円の増となるところでございます。

次に、こちらのほう、資料はございませんが、特別会計と企業会計の人数でございます。これから説明する数字は各予算書の人件費を合計した数値となりますので、あらかじめご了承願います。まず、正職員の人数でございますが、135名を見込み、前年度より1名増となりますが、退職、採用、会計間異動によるものでございます。次に、会計年度任用職員はフルタイム36名、パートタイム55名の計91名を見込み、特別会計、企業会計全体の職員数は226名となります。

次に、正職員の人件費ですが、給料が前年度比較2,381万3,000円の増、手当が762万5,000円の増、共済費が626万7,000円の増となりまして、合わせて3,770万5,000円の増となります。会計年度任用職員の予算額につきましては、前年度との比較で、報酬が2,612万円の増、給料が186万2,000円の増、手当が1,743万9,000円の増、共済費が768万7,000円の増となり、合わせて5,310万8,000円の増となります。

最後に、特別会計及び企業会計の人件費全体では、15億2,905万5,000円となり、前年度より9,081万3,000円の増となっておりますのでございます。

次に、総務部の事業別説明資料の3ページをお願いいたします。こちらのほうから説明します。「自主防災組織連絡協議会準備会」による地域防災力の向上でございます。事業背景・目的でございますが、市の自主防災組織につきましては区長等を中心に組織されておりますが、区長等は多忙で、防災の負担が重く、かつ、ほぼ毎年交代する制度のため防災業務の継続性に欠けるなど、機能が発揮しづらい状況となっております。また、防災士等の人数も地域によって偏りがあります。こうしたことから、地区防災計画の作成などの防災業務を各地区の防災士が専門的・継続的に補佐することで、負担軽減を目指すものでございます。主な事業概要です。①の「自主防災組織連絡協議会」の設立に向けた準備では、自主防災組織の機能を発揮する自主防災組織連絡協議

会の構築に向け、趣旨に賛同する自主防災組織が参加する準備会を開催し、組織の機能が発揮できる体制について検討します。2番目のモデル地区による実証では、準備会と連携し、古川町内でモデル地区を募り、実際に防災訓練や避難所開設、運営訓練等を行うことで組織の在り方を検証します。これらの検証結果を準備会で検討し、段階的に構築の基礎資料とするものでございます。

4ページをお願いいたします。こちらのほう、防災士会との連携による地域防災力の強化でございます。事業背景・目的でございます。防災士制度は阪神淡路大震災の教訓により創設され、飛騨市でも平成30年度から防災リーダー養成講座や資格取得費用の助成などで、約330名が今取得しておりまして、4年後には市の消防団員を上回ることが想定されております。主な事業概要です。1番目としましては、高齢者世帯への家具転倒防止事業では、能登半島地震では家具等が転倒し家屋から出られないなど、家具転倒防止の重要性が注目されております。そこで、跡津川断層地震被害想定地域の河合町・宮川町在住高齢者世帯に対し、防災士が普及啓発を行います。あわせて、転倒防止が自力でできない高齢者世帯には、転倒防止措置を無償で行います。

5ページをお願いいたします。能登半島地震を契機とした防災対策の強化でございます。事業背景及び目的でございますけれども、能登半島地震では避難所の生活環境や衛生環境、女性を中心としたプライベート空間をどのように確保するかが課題となり、その教訓からトイレ、キッチン・食事、ベッド・寝床を発災後48時間以内に整えることが重要とされております。そこで、防災備蓄品の配備をさらに進め、かつ、使いこなすことができるよう、市職員と避難所運営協力防災士合同の訓練を行います。あわせて、一般家庭向けの補助制度も創設します。主な概要でございます。簡易トイレの備蓄配備では、水がなくても使用できる災害用排便処理袋セットを配備します。設置の目標は、跡津川断層地震の被害者想定1万2,000人が3日間使用できる数量の12万個を5年間で配備するものでございます。次に、2番目としましては、感震ブレーカー設置補助金では、地震による火災の過半数は電気が原因という事実を踏まえ、市内電気工事店の協力により、一般家庭を対象とした感震ブレーカー設置補助金を創設します。こちらのほう、補助率は1回につき3分の2以内、上限額が5万円となっているものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。こちらのほう、防災行政無線のデジタル化です。事業背景と目的です。令和4年度から基本構想の策定や設計業務等が始まりまして、令和6年度では工事がスタートしております。令和7年度をもって移行が完了する予定でございます。主な事業概要です。令和7年度は、無線中継局や屋外拡声子局の改修、戸別受信機の配布、試験放送を行い、10月にデジタル方式へ移行します。なお、戸別受信機は希望する世帯に対し1台を無償貸与します。また、屋外拡声子局の音声反響し、聞こえづらいといった課題を解消するため、一部地域において時差放送を導入します。より鮮明に音声が届くよう、最新の音声技術を導入し、屋外拡声子局の一部に高性能スピーカーを導入いたします。

7ページをお願いいたします。勤務時間外の電話対応の見直しです。事業背景・目的です。現在、市役所庁舎で勤務時間外、夜間の電話対応は、代表電話は宿直室、各階の直通電話はやむを得ず残業する職員が在籍する場合のみ、その電話への対応に時間を割かれております。こうしたことから、本庁舎、西庁舎及びハートピア古川の時間外における電話対応を自動音声案内化し、職員の負担軽減につなげます。主な事業概要です。勤務時間外の電話には自動音声で応答し、平

日昼間にかけて直していただくよう音声案内を流します。なお、お急ぎの場合、緊急連絡先の電話番号を案内し、災害などの非常時においては、切り換えにより、昼間と同様の応答対応をさせていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。こちらのほう、生成AIの本格導入です。事業背景・目的ですが、令和6年度から、生成AI活用推進プロジェクトを中心に検討を進めており、行政業務の効率化及び市民サービスの質の向上につながる可能性があることから、以下の効果を期待し、生成AIの本格導入を進めます。事業概要です。1つ目としましては、生成AIツールの導入では、LWAN環境下で全職員が安心して利用できるツールを選択し導入いたします。2番目としまして、職員への教育・サポートでは、生成AIの基礎知識や活用方法に関する研修を実施します。また、各部署への導入支援、トラブルシューティングを行います。3つ目としましては、ガイドラインの整備では、利用に関するガイドラインを整備し、情報漏えいや誤った情報発信を防ぎます。4番目としましては、生成AI活用推進プロジェクトでの活用検討の継続では、全庁的に生成AIの活用検討を継続しまして、より効果的な活用方法を模索するものでございます。

9ページをお願いいたします。こちらのほうは、働きやすい市役所の環境づくりです。近年、行政を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、市民サービスの質を維持・向上させるためには、職員が安心して働ける環境整備が不可欠となっております。しかし、会計年度任用職員の任用回数上限など、柔軟な働き方を妨げる要因もあり、安定的な雇用や業務の効率化に向けた改善が求められておるところでございます。主な事業概要です。1番目としましては、会計年度任用職員の任用回数上限の撤廃では、国の制度改正に合わせまして、任用回数上限を撤廃し長期的に勤務できる環境をつくります。2番目としましては、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大では、育児・介護休業法の改正に合わせ、時間外勤務の免除できる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」へ拡大し、仕事と育児の環境整備を図ります。3番目の旅費制度の見直しでは、国の制度改正に合わせ、定額の宿泊費の見直しを図り、高騰する宿泊費への対応を行うものでございます。最後に4番目としましては、軽装スタイル勤務の通年化では、職員組合からの要望を受け入れ、職員が気候に合わせて快適に勤務できるよう、「通年輕装スタイル勤務（ノーネクタイ）」を実施するものでございます。

10ページをお願いいたします。こちらのほうにつきましては、市債権管理の推進と民間委託に向けた検証でございます。先般の連合審査会において説明した内容でございますので、説明を割愛いたします。

11ページをお願いいたします。地番現況図、航空写真の電子公開です。こちらのほうは税務課の窓口で発行する地番現況図でございますが、航空写真を重ね合わせることで土地の地番やおおよその境界などを知ることができます。取得を希望する方は、来庁、申請書への記入のほか、手数料が発生するとともに、位置を特定するために多くの時間が必要となっております。そこで、地番現況図や航空写真を電子化し、利便性の向上と事務の効率化を図るものです。事業概要です。1つ目としましては、航空写真・地番現況図の電子公開では、地番現況図と航空写真を飛騨市のホームページ上に一般公開することで、利用者は来庁が不要となりまして、24時間無料で閲覧が可能となり、利便性が大幅に向上されます。2番目の公図修正製本業務の廃止では、市の公図は課税資料のため1月1日現在のものを備えておりますが、高山市にあります法務局では常に最新

版が入手でき、インターネットにより登記情報や公図などの地図情報も取得できることから、市の公図更新及び窓口発行を廃止するものでございます。

以上で総務部所管の説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

続いて説明を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

それでは、会計事務局の予算について説明いたします。会計事務局では特に事業はございませんので、予算書の事項別明細書にて説明をさせていただきますので、ご準備をお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、35ページをご覧ください。17財産収入のうち、02利子及び配当金については、財政調整基金をはじめ、21の積立基金、育英基金など6つの運営基金から生ずる利子と5件の株式配当を計上しております。昨春来の金利上昇を受け、積立基金に係る利子のうち定期預金運用分の利子については、前年度当初比約2.8倍となる総額約1,200万円を計上させていただきます。なお、積立基金、運用基金それぞれに一括運用しておりまして、発生見込み利子総額を本年12月末時点に見込まれる各基金の残高割合により案分して算出しております。

続いて39ページをご覧ください。一番下、21諸収入のうち01市預金利子については、歳計現金における一時的な余裕資金の定期預金運用から生ずる利子となりますが、前年度当初比3.2倍の額を計上しております。なお、皆さんご承知のとおり、これら預金利子につきましては日本銀行の政策金利再引き上げに伴い、今月から金利見直しを行った金融機関も出てきておりまして、この先、決算段階ではさらに増収するものと予想しております。

次に、歳出でございますけども、52ページへお進みください。02総務費の04会計管理費でございます。こちら全て経常的経費となりますけども、特に11役務費の003手数料、このほとんどが令和6年度から負担が必要となった公金取扱関係の手数料でございますけども、うち昨年10月から適用開始となっております交付金振込手数料については、年間使用見込み額として848万円を計上しております。また、公金出納事務に係る指定金融機関等との経費負担見直しにより、必要となる小切手帳発行等の手数料も若干ですけども計上しております。次に、12委託料の450指定金融機関業務委託料につきましては、市役所本庁舎に設置しております派出所業務に係る人件費の一部を負担するものでございます。月11万円を負担するものであります。また、その下、24積立金におきましては各基金への積立金及び繰出金について、先ほど歳入で説明いたしました発生利子を積み立て、または繰り出しするものでございますが、007のふるさと創生事業基金積立金、そして次のページ、031消防施設整備基金積立金については、それぞれ、ふるさと納税から返礼品等の経費を除いた額2億3,950万円、また、031消防施設整備基金積立金のほうについては入湯税相当額940万円を併せて積み立てることとしております。

飛んで146ページをお願いいたします。01公債費のうち02利子のうち006一時借入金利子でございますけども、こちらにつきましては高額の支払いが重なることなど、資金繰りが厳しくなった際の資金調達時に必要となるもので、5億円の借り入れに対する1か月分を想定して計上しております。

以上で会計事務局の説明を終わらせていただきます。

●委員長（高原邦子）

続いて説明を求めます。

□議会事務局長兼監査委員事務局長（岡田浩和）

それでは、議会事務局と監査委員事務局について説明をさせていただきます。

議案第46号の46ページをお願いいたします。46ページが01議会費になりますが、全て経常経費となります。なお、議員報酬、議員の期末手当、議員の共済組合負担金につきましては1名分が減額をさせていただいております。その他につきましては、前年度の実績等を基に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、47ページをお願いいたします。47ページの下段になりますが、下段の一番上にあります007公平委員会委員報酬、009固定資産評価審査委員会委員報酬、こちらにつきましてはそれぞれ3名分の報酬を計上させていただいております。

続きまして、ページが飛びますが、68ページまでをお願いいたします。それでは、68ページの下段から69ページにかけてが01監査委員費になります。こちらも全て経常経費となりまして、前年度実績等を踏まえた計上となっておりますのでお願いいたします。

以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の6ページ、防災行政無線のデジタル化に伴って、一部地域において問題になっている時差放送を導入されるということなんですけれども、今の体制でも時差放送に切り替えることはできるかと思うんですが、問題になっているときからすぐに時差放送を試行的に導入されなかった事情というのは何かあるんでしょうか。

□危機管理監（高見友康）

まず、時差放送につきましては、今のアナログでもシステム上はできないわけではありません。ただし、今いろいろ試験をして、その原因が何かとか、その対策はどのようにしたらいいかということを検討している段階です。そういう意味で、委員のご指摘のように今のアナログでシステム上はできます。それで、今までなぜしなかったかといいますと、詳しい経緯は、かなり昔のことですので定かではないんですが、そういう状況が起きるといことがよく把握できていなかった、また、その原因等もよく分かっていなかったということを伺っております。

○委員（佐藤克成）

原因については、若干のタイムラグもありますし、いろいろなスピーカーから聞こえてしまうというので、聞き取りづらいということが起きてしまっているのも、単純に時間を置く、一呼吸置くということではできないかなと思うんですが、どうなのでしょう。

□危機管理監（高見友康）

この反響は非常にいろいろな要因がありまして、今把握できている要因が大きく3つです。1つは、谷間になっているところの音波が谷の間で反響し合って、行って帰ってくる、こだま現象ですね、これが1つです。もう1つは、音の音達速度ですね。要は、2つのスピーカーで聞こえるところがあったとしても、距離が違えば時間遅れで音が届く。これが2つ目の理由です。3つ

目の理由が、委員がご指摘のようにスピーカーの共鳴ですね。周波数の重なりというところになります。ただ、それがどのように影響しているかというのを分析するのが非常に難しく、先日も神岡町で行いましたが、いろいろな要因が重なっていますので、そこをしっかりと分析して対策を立てていく必要があると、非常に難しい問題と認識しています。

○委員（佐藤克成）

アナログからデジタルになったとしても、今3つ挙げられた課題については対策が必要だということで、時差放送を導入するまではもう少し時間がかかるということで、今年度中としても、まだまだ対策、実証に時間がかかるということでよろしいでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおりです。今、試験をしまして、対策を立てたところですが、対策もA案、B案、C案といろいろあって、どれが本当に効果的なのかというのを今後、試験をする予定でスケジュールを組んでいます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の5ページの感震ブレーカーの件でお聞きします。補助率が3分の2以内で5万円ということで、予算が15万円なんですけど、物が多分3万円、4万円して、工賃を入れるとマックスの5万円になるような気がするんですけど、そうすると3件分ということなんですけど、なぜこの予算がこんなに少ないのか説明してください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

感震ブレーカーを設置している自治体を全て調べました。県内でも幾つかあるんですけど、海津町とかですね。それで、実績を確認したところ、平成30年から感震ブレーカーを設置されているんですけども、市民の実績がゼロ件というのが非常に自治体で多かったんです。多くあるところで10件程度というところですので、スタートしたばかりなので、ほかの自治体のマックス10件というのを基準として3割ぐらいではないかという設定で、もちろん多くなれば補正予算で対応させていただこうとも考えております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

分かりました。それで、例えば阪神淡路大震災とか去年の能登半島地震も結局、地震で火災が起きたということで、これは非常に重要なことだと思うんですね。ただ、例えば夜中に地震が起きてこれが働くと、主幹ブレーカーが落ちるわけですね。そうすると、例えば2階で寝ていた方が避難しようとして真っ暗で、もう階段がなくなったと。そういったときに、二次災害というか人身被害が多いような気がするんですけど、これをやられる場合は、例えば停電したら照明がつく非常照明だとか懐中電灯ですか、そういった非常用電源を感震ブレーカーをつけると同時に合わせてやらないと、真っ暗なときに避難というのはできないので、その辺も検討したらいかがでしょ

うか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

委員がご指摘されているのは無停電状態で光る、要は乾電池式のものということでしょうか。停電のときに主幹ブレーカーが落ちると、家の中の全ての電源は停電されますので電気はつかないんですが、委員が言われているのは乾電池式のことを言われているということでしょうか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

通電時は非常電源がついていないんですけど、停電を感知すると照明がつくという非常照明がありますし、懐中電灯は当然乾電池なので、そういったものを例えば寝室に常備しておけばいいのではないかという、そういった意味合いです。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

理解できましたので、感震ブレーカーを設置する場合に、それを入れられるかどうか、機材とか値段とか今ご指摘いただきましたので、確認した上で設置について考えるようにいたします。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の3ページの自主防災組織連絡協議会という大変いいことだと思うんですが、どういう単位でメンバーを募るのか、避難所ごとに誰かを想定して選ぶのか、その辺もうちよつと詳しくご説明をお願いいたします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、メンバーとしては防災士会員の中の地域支援、そして各地区にあります古川1、古川2、神岡などが単位になります。その中で、各区については次年度区長になる方を今後入れていくんですが、各区の希望する区長、ないしは各区の次年度区長予定者が参加になります。単位としてはそのような形になります。そのほかに有識者と危機管理課が参加することになります。

○委員（井端浩二）

分かりました。古川小学校とか古川中学校、あるいは神岡小学校等の避難所に対するメンバーを選定するといえますか。それごとに自主防災組織連絡協議会準備会をつくるということはないんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、避難所運営協力防災士のことを言われていると思うんですが、その方については避難所ごとに防災士の方を固定して、メンバーがなるべく変わらないように、そして、防災関連の業務

が継続されるようにということを図っております。一方、この自主防災組織連絡協議会というのは、避難所運営というよりは各地区の一時避難所、そして、各区の防災計画をつくったり防災訓練を企画するものであって、避難所運営協力防災士とは違う分野になります。

○委員（井端浩二）

分かりました。確認ですが、ということは各地区の公民館等を利用したような準備組織ということでもいいんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

ご指摘のとおりです。

○委員（前川文博）

今、防災士等の話の中で避難所とか避難訓練の話が出たのでお伺いしますが、今ここ最近はコロナ禍があってから大々的に集まるような避難訓練は縮小され、今は垂直避難とかそういった訓練が多くなってきておりますが、令和7年度はどのような形で飛騨市の防災訓練を行っていくのかということと併せて、そのときに防災士の関わり方についてお聞きいたします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、想定としては洪水、土砂を想定いたします。そして、避難の形態としてはハザードマップで危険なところにお住まいの方については一時避難所への水平避難、ハザードマップの危険ではない場所にお住まいの方は2階への垂直避難をするという形態になります。このような説明でよろしいでしょうか。

○委員（前川文博）

分かりました。令和7年については、飛騨市の防災訓練の日は決めると思うんですけども、そのときは全市内一斉に避難でという形の大きいような訓練という形でやられるのか、その辺はどういう予定でしょうか。

□危機管理監（高見友康）

市全体一斉の避難を基本といたします。ただし、それぞれの区長会でもご説明したところですが、各区によって事情ですね、その時期に草刈りがあるとか、いろいろな区ごとに事情がありまして、市としてはそのように日にちを設定していますが、各区で別の日にやっていただいても結構ですということを区長会で説明申し上げております。また、区長連合会からも必ずこの日という規定ではなくて、ある程度区に裁量を持たせてほしいという意見もありまして、話し合いをした結果、このような形に落ち着いています。

○委員（前川文博）

それで、先ほど防災士会、防災士との関係ということもお聞きしたんですけど、市内には飛騨市が開設する避難所と一時避難所ですね、自治会なり区で開設する避難所があって、市の職員とかは市の開設する避難所に行くんですけど、昔は職員の方も手があったときは一時避難所にいらっしやったときもあるんですけども、今は基本的に地元でやってくださいとかになります。そうす

ると、結局開設するには結構防災士がいたりとか、いろいろあるんですけども、その辺は区なり自治会とかへの話とか伝達みたいなことはどのようにされていますでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、総合防災訓練での防災士会全体の関わりであります。まず1つは、避難所運営協力防災士ということで市の指定避難所に職員と一緒に参加する、この形態が1つです。もう1つは、所属する各区の中で区長、あるいは区の役員の方と協力して、避難所の開設等をする。確認しましたところ、大体24か所の区で防災士と区長、あるいは区の役員の方が協力して訓練をするということを伺っております。ただ、その訓練の内容が、炊き出しをやったり、避難所をやったり、消火をしたりといろいろな形態が違いますので、いずれにしても、区と防災士会、防災士が話し合っただけで計画をしているものがあるということです。

○委員（住田清美）

新年度予算の策定に当たっては、議会の冒頭、市長からもその苦労話を聞かせていただきました。特に国の動向が定まらない中、財源も見通せない中ということで、皆さん苦労して例えば部署では10%カットとか、いろいろなことで予算を組まれていまして、今日から審議が始まるんですけど、主要事業を見ても拡充とか新規というのものがぼちぼちは出てきていますが、それでも見送った事業、部署から多分こんなことがやりたい、あんなことがやりたいという事業もたくさんあったのではないかと思います。財源のめどが立たないということで見送った事業があると思うんですが、それらについては、今後例えば交付税が上振れしてきたとき、あるいは国が緊急で経済対策、あるいは強靱対策で補助金なり交付金が来たときに復活させるのか、そういうのは優先順位とかは決めてあるのか、その辺はいかがでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

優先順位を決めているということは今回やっていないんです。実は同じ手法はこれまでもやっています。復活の優先順位といいますか、優先的に復活の順番をつけてくれみたいなことを各部に言ったこともあるんですけど、実際のところ、仕事というのは年度が始まってしまうと今ある事業で計画をしていくので、何かを途中で補正ということはオンされることになるものですから、どうしても負担が出るんですね。なので、もちろん補正予算が6月、9月にありますので要求が出てきてやりたいということであれば、そのときの財源で検討することになりますが、今、財源ができたときの復活リストみたいなものをつくっているわけではないということになります。ただ、やっぱり仕事って年度内にいろいろなことが起こりますし、その都度都度対応しなければいけないこともありますから、もちろん職員の負担ということも今大きなテーマですから、その分全部オンすればいいということにはなりませんので、バランスを見てもらいながら、要求ベースでまた補正の都度検討していきたいという考え方でおります。

○委員（籠山恵美子）

1年間を回していく財源のことなんですけれども、例えば国の動向なんかを新聞で読みますと、

一般財源としては交付税は増やしていると。だけれども、臨時財政対策債というのは発行ゼロという状態ですよ。ですけど、飛騨市の予算書を見ますと、交付税は前年同様の65億円を予算化して増えていないですよ。臨時財政対策債のことも考えると、全体の予算規模は大きくなっているんですけども、今住田委員がおっしゃったような、例えば削ったものをまたどうやって復活させるかというのを今市長に伺いましたけど、この財源は小さく産んでという感じで交付税なんかは65億円で予算化しているみたいな感じなんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、交付税について先ほど谷尻総務部長からも説明がありましたけれども、交付税そのものの分は増えている部分もあるんです。例えば人件費分なんかはちゃんとオンされていて、国でもそこはちゃんと見ましたよという部分は増えているんですね。ただ、飛騨市の要因からいくと、公債費を減らしてきているので、借金返しですね。借金返しの中というのは、その借金返しのときの交付税が負担してくれる部分というのがあるわけです。そうすると、借金が減ってくるということは、借金返し用にあげますよという交付税が減ってくるということなので、額面から見るとその分がマイナスになる。それから、さっき市税が増えることにしていますよね。市税が増えると交付税は75%ほど減るんです。ですので、6,000万円計上していますけど、4,000万円ぐらい交付税が減りますから、実入りの部分というのは実は少ないんです。これが、こういう交付税に頼った団体というのは、必ずしも市税がどんどん増えればよいということにはならないということの1つの数字になるんですけど、行って来みたいなところがあって同額になっているということです。

あと、物価高騰分というのがあって、今回全部一様にベースが上がっているんですね。ちょっとした委託費でも10%上がりました、3%上がりました、光熱費も上がっています。そこは一応地方交付税で見ているということにはなっているんですが、蓋を開けてみないと幾ら来るか分からないんです。交付税の額が分かるのは7月なものですから、7月に来てみて初めてどうかというのは分かる。そうすると、目いっぱい交付税が来るだろうと踏んでいくと、穴が空いたときに手立ての打ちようがないので固く見積もるということになります。

上振れたときに財源が出たらどうするかという問題なんですけど、先ほど言いましたように7月の上振れですから、例年のように決算の剰余金と交付税の上振れ分というのは9月の財源になるので、9月段階で各部で要求があればそれに合わせてまた検討したいということになりますけど、9月になると議会が終わって事業が執行できるのは10月以降ですから半年間しかありませんので、どうしてもまとまったことはしづらいということになります。そういったときは、今までのように基金にできるだけ積んで、翌年度の財源に充てたり、今の公共施設とか清掃施設のようなお金というのはどれだけあっても足りないものですから、そういうところに充てておいて今年度の負担を減らして、今年度の負担を減らすことで次年度以降の余裕を生み出すと、こういう手法を取っているということなので、交付税についてはそういうふう今回算定してあるというふうにご理解いただければありがたいなと思います。

○委員（籠山恵美子）

市長のこの会期の最初の新年度予算の説明の中で、予算を各課にお願いして絞り込んだということを考えると、今の交付税の動きを見ると、絞り込んで苦労している分は次年度でまたそれをきちんと手当てするみたいなことも、7月に決まって、9月から上振れした分をやろうかと言っでもちょっと無理なんだということであると、次年度のある程度の約束をしながらというふうにも考えているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これは、例えば令和8年度がどうなるかということ、まだ人件費が上がります、まだ物価も上がっているんで、恐らく同じ状況になると思うんですね。次年度にある程度財源ができるということが見通せるようになるのは物価とか人件費が落ち着いた段階です。落ち着いて定常化すると、今回の物価ががーっと上がり始める前の予算編成というのは、前年度の分が割と安定的に認め見込めたんですよ。そこに定常化するまでは、多分こんな予算編成がずっと続いていくことになるだろうというふうに思いますので、物価もあまり上がらなくなった、人件費も大体落ち着いたというときに、やっつと翌年度ちょっと余裕を持って予算編成できるかなということが考えられるようになると思いますが、恐らく今の状況を見ていると、数年では多分その流れはできないと思いますので、当分こうした予算編成は余儀なくされるだろうなというふうには考えています。

○委員（野村勝憲）

これは事業別説明資料の5ページ、能登半島地震を契機とした防災対策の強化の中で、跡津川断層地震が起きた場合の被災者想定を1万2,000人とされています。この1万2,000人は、ひょっとしたら神岡町かもしれないんですけども、4地域別にどのぐらい配分されているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、河合町と宮川町でそれぞれ800人と500人、残りを神岡町と古川町で大体半々ということで見積もられております。

○委員（野村勝憲）

そうしますと河合町、宮川町でそれぞれ800人、500人ということになると、河合町、宮川町では避難所といますか、そういったところはもう考えられないということになってきますね。それはどうなんですか。

□危機管理監（高見友康）

河合町、宮川町それぞれの市の指定避難所については耐震強度があるということを確認しております。したがって、建物自体はもつと考えております。一方、考慮しなければならないのは停電、断水ということです。そのための備えとして発電機、あるいは水、備蓄の食料等を準備している状態です。

○委員（野村勝憲）

それはそれとして、一番問題なのは、ここに書いてありますけども、能登半島地震から学ぶこ

とが幾つかあると思いますね。私はぜひこれから想定していただいて、きちっと安心・安全なところということで、被災者を収容する避難場所ですね、学校とか公民館もあるかもしれないですけども、仮設住宅をいずれ造らなければいけなくなるんですね。しかし、今年の夏ですか、豪雨によって被災者の住まれている仮設住宅が災害にまた遭ったわけですね。こういうことも想定して、一番安心・安全なところというのは大体どのようなところを想定されているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

委員のご指摘のとおり、能登半島で仮設住宅を建てたところがハザードマップ上の危険なところであったということは承知しております。今年度ですけれども、ハザードマップ上の安全なところで空いたところ、ここに仮設住宅を建てるように選定を終わっております。1例としまして、ひだ流葉スキー場の国道の反対側のところとか河合町の香愛ローズガーデンなどをですね、今そのほかの細かい場所については資料を持っていないんですが、一覧表をつくって市の防災計画にも反映しているところです。

○委員（野村勝憲）

香愛ローズガーデンにしても流葉にしても、大変失礼ですけど収容人数は限られてきますよね。そういう意味では、面で捉えても、私は一番大きいのは古川町だと思いますが、古川町ではどこを想定されているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

古川町では黒内の運動場のサン・スポーツランドふるかわを想定しております。委員がご心配なのは収容者数がどれくらいかということをご心配されていると思うんですが、県との調整によりまして予想避難者数の75%まで面積を今確保している段階です。細かい数値がご入り用でしたら後ほどご説明できますが、準備したほうがよろしいでしょうか。

●委員長（高原邦子）

準備したほうがいいですか。（野村委員「いいですよ。」と呼ぶ）

○委員（森要）

事業別説明資料の11ページ、地番現況図、航空写真の電子公開、市役所へ来て、申請書を書いて、そこでまた手数料がかかってということをご併せますと、非常にいいことだだと思います。電子の場合、例えば紙で欲しい場合はホームページからダウンロードして取ればいいということなんでしょうか。

□税務課長補佐兼市民税係長（後藤和宏）

委員のご指摘のとおりで、自身でプリントアウトしていただくこととなります。なお、インターネット環境がないご家庭につきましては、今までどおりの閲覧等を行うことも準備しております。

○委員（森要）

大変いいことだと思っております。この場合、高山市の法務局からそういう情報が来るとい

う解釈でよろしいのでしょうか。

□税務課長補佐兼市民税係長（後藤和宏）

こちらのほうの情報につきましては課税資料ということがございますので、1月1日現在で更新していくということになります。

○委員（森要）

分かりました。2つ目の質問なのですが、飛騨市での公図の更新とか窓口発行を廃止して、今後は法務局で見られるというようなことで説明がありますので、今の飛騨市での公図更新を廃止することについて不手際というか不都合なことはないのでしょうか。

□税務課長補佐兼市民税係長（後藤和宏）

廃止をする公図でございますが、実際、閲覧等交付を求めていらっしゃる方というのは業者の方がほとんどでございます、一般の方ですとやはり場所を特定するために航空写真のほうを閲覧に来られる方というのがほとんどでございますので、その影響は少ないというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の7ページ、勤務時間外の電話対応の見直しについてなんですけれども、事例を挙げて質問したいんですけれども、勤務時間終了間際、勤務時間を超えて、市の課から着信があることがあります。そこで電話を取ればいいんですけれども、着信に気づいて折り返し電話するという場合もあります。そういったときには、今後新たな運用ですと、自動音声対応に切り替わってしまうため、日をまたいでの連絡になってしまうのでしょうか。

□総務課長（田中義也）

どうしても機械を設置して一律の対応になりますので、どこから、どなたからかかってきた場合でも音声案内をさせていただくことになると思います。ただ、その際、こちらのほうにも書いておりますけれども、緊急時の連絡先、これは非公開の番号を予定しておるんですけど、そういったものをご案内する予定でありますので、どうしても折り返し電話いただく場合はそういった番号を留守電のほうに入れるとか、アナログ的ではございますがそういった対応にできればと考えております。

○委員（籠山恵美子）

今の事業別説明資料の8ページの生成AIの本格導入のことなんですけれども、なかなか私のような高齢者には理解しにくい部分もあるので、市民がこれを見たときに、どういうふうに市民の皆さんに説明できるかなという観点から聞きますけれども、今、生成AIのいいぞいいぞという流れとは別に、社会的には生成AIの不備、あるいは、それではおぼつかない人間の想像力というものもあるんだということが言われ始めていますよね。そういうことから言うと、例えばこの生成AIの本格導入の2の部分ですよね。例えば、より効果的な政策立案とか、あるいは新たな行政サービスの創出、こういう創造性を必要とするようなところに、職員の皆さんのアイデアというのをどう噛み合わせて、組み合わせていくのか、生成AIが優先してしまうのだろうかという、もっと人間味のある市役所であってほしいということから言っても、何かとても分かりにく

いという不安な部分もありますよね。

そうすると、実際に例えば一例を挙げてくださってもいいですけども、効果的な政策立案とか創出、創造性という言葉が出てきていますけど、これはどういうふうなAIの活用の仕方をして市民へのサービスの向上につながるんですか。

□総務課長（田中義也）

この生成AIの活用に関しましては、100%この生成AIに委ねるというつもりはございません。あくまでも補助的に活用をする予定をしております。例えば過去の議会の答弁ですとか、市役所で定めてあります条例、あと、法令関係を生成AIを活用して自動で取り込むことによって、市の持っている課題に対しての政策をまず生成AIでアイデアをいただきまして、それで当然、経済の背景ですとか社会背景などは、自分でインターネット等とか市民の方への聞き取り等で調べる必要はあると思っております。そういったものを複合して、最終的に市の政策として立案をしていくという過程が必要かなと考えておりますので、この生成AIを導入したことで、生成AIがアイデアを出したものをそっくりそのまま活用するというつもりはございません。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、その生成AIでできた、たたき台のようなものを最終的には人間である職員がチェックするという受け止め方でいいですか。

□総務課長（田中義也）

委員のおっしゃるとおり、その後チェックもありますし、当然政策協議という場ですとか職員間での共有協議という過程を踏まえて政策をつくっていくという予定というか、そういう考えでおります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（佐藤克成）

会計事務局にお尋ねします。予算書のほうで52ページ、450指定金融機関業務委託料ということなんですけれども、現在窓口を利用される方はどのような人なのか、もし窓口がなくなってしまうとどういった影響があるのか確認したいんですけども。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□会計管理者（渡邊康智）

指定金融機関の派出所には、平均すると毎日20人から30人くらい利用があるというふうに聞いておりますけども、そのうちの半分くらいは、市役所の各部署で市民の方が納付書を持って納めにいらっしゃったものを納める、そういう職員の利用が半分くらいはあるということで、直接市民の方が諸税でありますとか利用料金等をそこに納めにいらっしゃったりする方ばかりではないということでもあります。また、両替等に利用される場合とか、あるいは私的な利用で訪れられる方も少数でありますということでもあります。

もし派出所がなくなった場合の困ること、影響といいますのは、古川町の場合は街中に金融機関が複数ありますので、そこまで各部署の職員が納付に足を延ばせば済むことなんでしょうが、そういった部分で少し困るかなということとか、あるいは我々会計事務局では、日々の支

払いとかの小切手のやり取りであるとか、あるいは各金融機関で納入された納付書とかを窓口を通じてお預かりしたりとか、その辺の整理をさせていただいておるので、そういった手続きに店舗へ足を運んだりとか、あるいは金融機関の営業の方等が日に数回、役所のほうへ回っていただくとか、そんなようなことが起こるのではないかというふうに思っております。

ただ、いずれにしても各金融機関とも人手不足というのは共通の課題として思っていられるというふうに聞いていますので、今後未来永劫、派出所を残すのか、あるいは先ほど申しましたように日に数回足を運んでいただくような方式に改めていくのか、その辺については今後金融機関の状況等も伺いながら検討してまいりたいとは考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

先ほどの佐藤委員からあった時間外の電話対応のことなんですけども、電話をすると留守電機能でこの番号におかけ直してくださいということで流れるということだったんですが、結構これはほかのところでも、番号を1回流れたときに書きそびれたりとか、またかけ直してもう1回聞くということもよく出るんです。このパターンもありますけど、いろいろなところであるのは、かけたら今営業時間外ですので改めておかけ直してくださいと。でも、緊急の方はこのままお待ちくださいって30秒ぐらいすると、宿直なり警備員につながるというパターンもあるんですが、そちらのパターンは検討はしなかったんでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務課管財係長（南裕基）

機械を設置しての、そういった対応は検討しておりませんし、難しいかなと考えております。

□総務課長（田中義也）

現在、予算的には機械の設置費、設定費で78万1,000円ということで計上しておりますけれども、現在はそういった対応ができる機械で想定をしておりますので、この予算の範囲内でやろうと思うと、今こちらのほうに記載させていただいております自動音声の対応で予定をしておるところでございます。

○委員（前川文博）

そうすると、その検討段階ではそういう話はなかったということよろしいですか。

□総務課長（田中義也）

対応しておる機械があるというところは承知をしておりますけれども、その方向でやろうという検討まではしておりませんでした。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

続けてやると駄目なので、ないのであればさせていただきます。事業別説明資料の9ページ、働きやすい市役所の環境づくりなんですけど、ゼロ予算なので内容についてなんですけど、昨年9月には給与関係のこととかで一般質問させていただいて、今年もまたどんとベースアップが企業

のほうから今日回答があるような話なんですけども、それはそれで置いておきまして、一番下の4番目の軽装スタイル勤務の通年化ということで、職員組合のほうから要望があってということで4月からノーネクタイという話になるんですが、今このスーツなりネクタイという話でやっていて、5月から10月頃まではクールビズという期間を設定されているんですが、まずクールビズの期間というのは今後設定されるのかということと、この軽装化というのは、どの程度まで認めていかれるのか。例えばジーパンでもオーケーだよとかTシャツでもいいよとか、せめてポロシャツまでですよというのがあると思うんですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

□人事課長（今井進）

まず、クールビズの期間でございますけども、これまではクールビズという期間を設けていたんですが、今後通年の軽装化になりますので、特にクールビズという期間は設けるつもりではございません。

それから、どこまでの服装がいいのかということでございますが、外目というか上着を着ているか来ていないかというような状態で変わってくるんですけども、これまでもクールビズの期間においてはポロシャツとか、そういったものもオーケーでございました。Tシャツがどうなのかという、柄物とかいろいろあるんですけども、そういったところはそれぞれ職場で、また個人的にもチェックしていただかなければいけないところはあるんですが、秋とか冬にかけて上着を羽織る感じであれば、そういったものもオーケーかなというところで今考えております。

○委員（籠山恵美子）

服装のことが出たので確認したいですけれども、ますますカジュアルに職員の方々がなっていくと、IDカードなり名札なりをきちんとつけているということも必須だと思うんですね、分からないですから。今だって分からない職員が何人もいますから、その徹底と、それから、例えば新しい江崎知事は、新聞報道を見ると軽装はしませんよと言っていらっしゃいますよね。やはりネクタイだと、県庁内での職員の働き方は襟を正してネクタイだと。ですから、そうすると県庁に行くときは必ず皆さんネクタイをしていくようになるんだと思いますけれども、なおさら、普段市役所がもっとカジュアルになるのであれば、職員であるということがきちんと分かるようなことをやってもらいたいと思います。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど今井人事課長からも話がありました。先般も、今ほど話がありましたとおり、どこまでという話も当然あります。一方で、服装ということもあれば、例えば髪型であるとか、色であるとか、いろいろ総合的に見てということもあります。基本的な話、大切な話としては、やはり市民の方から見て不快に思うことがないようにということ、もうこれは大原則でございます。その次にあるのがTPO、場所であるとか、例えばこの議会であるとか、どうであるかと。ここはしっかり議論していかなければいけませんし、しっかりとした服装で、お互いの行動といいますかドレスコードの中でやっていかなければいけないということは思っております。ですから、いずれにしても、まずはもって、具体的にここにワンポイントがあるからいいとか駄目だという話ではなくて、基本的にはまず市民の方から見て、それは肌の露出が多いのではないかと、不快に思うであるとか、そういったことがまず第一の基本になります。

そういった中で、やはり具体的な部分を出していければいいかなと思うんですけど、あまりそ

こを押さえつけてもということもありますので、そこはやりながら、ある程度の基準は当然出しますけども、運用していきたいということは思っております。

それから、名札の件なんですけども、現在名札の件についても検討しているところでございます。それで、人事課の一部でもうやっているんですけども、名字だけに今度から切り替わる形になろうかと思えます。これは、やはり今のハラスメントということもあるものですから、そういったことを踏まえてしていきたいと思うのが1つと。もう1つ、やっぱり今後ですね、まだ分かりませんが、いわゆるID化というか、こういったものを使っての時間管理も考えていきたいと思っておりますので、併せてそこも議論していきたい、考えたいということをおもっております。

○委員（籠山恵美子）

社会的に見れば大分ラフになってきている庁舎内だと思いますけれども、服装のボーダーラインというか、線をどこに引くかということですよ。派手過ぎる、あるいは露出し過ぎだ、何だかんだというのはね。そういうのを、さりげなく職員同士で「ちょっと派手じゃない。」とか、何か言い合って終わりなのか、あるいはやっぱり公僕として市民に対応する接遇の1つとして、服装というものをある程度ラインを決めていくのかとか、その辺りはもうちょっときちんとしないと、これからもっとカジュアルになるんだということになると收拾がつかないような気がするんですよ。私は、しかつめらしいものがないなんて思っていないんですよ。ですけど、歯止めが効かなくなるということを抑える部署はどこなんですか、誰がやるんですかということですよ。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほども申し上げましたがその部分につきましては、総務部の人事課のほうで、基本の部分をつくって職員全体に通知したいと思っておりますし、身近なところだと、当然その職場の課なり部なりの上司の者がそういったものはしっかり管理していきたいということは考えております。

○委員（佐藤克成）

事業別説明資料の4ページ、防災士会との連携による地域防災力の強化ということで、防災士資格取得者が増えてきています。いよいよ防災士にも活躍していただくという段階にきていると思うんですけども、様々な防災士が行動する場合の費用の弁償だとか、そういったものは手当てをされるのか、これはもうボランティアというか有志での協力範囲にとどめるのか、そういった方向性は来年度からどのように考えていますでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、防災士会に対しての助成という意味で、防災士会活動の助成金で200万円ほど補助をしております。この中で防災士会がそれぞれの事業を組んで行うということです。一例としては、避難所運営協力防災士で出役したときは時給1,000円ということで、活動した時間の出役手当、プラス交通費等を出します。また、防災士会に防災コンテナの中身の点検と発電機を回したりという軽易なメンテナンス、これも委託しております。これも時給1,000円ということで委託しています。このような形で防災士会を補助しているという状況にあります。

○委員（佐藤克成）

高齢者世帯への家具転倒防止事業では、防災士が各家庭高齢者の自宅を回ってということで、実際に防災士が転倒防止措置をするということなのですが、これは180万円の予算内にそういった防災士の活動手当みたいなのは含まれているのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

この中に入っているというところになります。ただ、多くは金具とかくぎとか、そういうものになります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入れ替えのため、午前11時半まで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時23分 再開 午前11時30分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第46号 令和7年度飛騨市一般会計予算

【企画部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算について、企画部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

それでは、企画部所管の新年度予算についてご説明をいたします。主要事業の概要、事業別説明資料にてご説明をいたしますのでお願いいたします。

まず、3ページ目をお願いいたします。ふるさと納税を活用した新たな地場産品の創出支援です。今年度のふるさと納税はルールの変更もあつたりしまして、寄附額ベースで14.3億円を見込んでおりますけれども、令和7年度におきましては、ふるさと納税の返礼品となる新たな地場産品の創出に取り組む事業者への支援スキームを導入したいと考えております。

これは、下段の事業概要にも記載しておりますけれども、市内の事業者から魅力的な地場産品

の創出に向けた事業計画を公募して商品化に必要な資金を補助するというものです。この補助金の原資は、個人版のふるさと納税を活用したクラウドファンディングを通じて調達をして、その事業により生まれた地場産品をふるさと納税の返礼品として寄附者にお届けをするというものでございます。補助金額は募った寄附額の10分の4で、1億円を上限として、新商品開発に時間がかかるものもあると想定しておりますので、寄附の募集期間は最長で2年間と設定しております。事業スケジュールはご覧のとおりでございます。

なお、この事業に係る経費79万円と記載がございますけれども、事業認定後に寄附を募集いたしまして、集まった寄附額見合いで補正予算として計上させていただく予定でございます。通常ふるさと納税は、昨年同様に5億円として予算計上しております。

次のページをお願いいたします。関係人口と共創するまちづくりです。ファンクラブ事業、関係人口関連の事業は継続実施いたしますけれども、拡充とさせていただいておりますのは、事業概要の1点目に記載をしております飛騨市関係人口サミットの開催でございます。令和6年度において、関係人口関連のイベントを開催しておりますけれども、令和7年度におきましては、地域全体で関係人口を持続的に受け入れる機運を高めるとともに、当市の取り組みを市内外に発信し関係人口の裾野拡大を目指すべく、仮称ではありますが飛騨市関係人口サミットを開催したいと考えております。

次のページをお願いいたします。企業版ふるさと納税獲得の推進です。市ではご承知のとおり、様々なプロジェクトに企業版ふるさと納税を活用させていただいておりますけれども、その取り組みをもう一步進めてまいりたいと考えております。事業概要に記述しておりますけれども、昨年都内において、試行的に企業版ふるさと納税を募るプロジェクトをPRする場を設けたところですが、関心を示される企業もいっしょだったことから、令和7年度に正式に実施したいと考えており、関連経費を予算計上しております。また、企業版ふるさと納税の活用分野は広がっておりますけれども、まずは職員自らが制度をしっかりと理解しプロジェクトの掘り起こしに取り組めるよう、庁内において勉強会も開催したいと考えております。

次のページをお願いいたします。台湾新港郷の友好交流の推進です。ご承知のとおり、昨年には交流30年を祝うイベントが新港郷で盛大に開催をされました。直近では古川中学校が新港国民中学校と姉妹校締結を行い、交流の輪は確実に広がっております。特に若い世代における国際交流は、今後必要となるグローバルな視点を持っていただくことに有益であると考えております。令和7年度には、新たに当市と新港郷で合同開催となる絵画コンテストを実施することとしております。テーマは、市としても取り組みを始めております「平和」とする予定です。応募作品を双方で巡回して展示し、平和に対する考え方や文化への理解を深める機会としたいと考えております。

また、2点目でございますけれども、新港郷産の農産物などを活用したコラボ商品の試作を行い、今後の商業レベルでの交流の可能性も模索したいと考えております。なお、逆に当市の特産品を使用したコラボ商品の新港郷側での制作もご検討いただくこととしております。さらに、数年前に当市から絵本の寄贈を行ったことがございますけれども、好評いただいておりますので来年度改めて寄贈したいと考えております。ただ寄贈するのではなく、選書した図書館司書が現地へ出向き、新港郷の子供たちに読み聞かせを行うイベントも行い、交流促進を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。国の制度を活用した地域活性化人材の登用です。地域おこし協力隊など、外部人材活用は国より特別交付税措置もございまして、本市としても活用するシーンが明確にあれば積極的に活用することとしております。タイトルに共通項目とございますけれども、例えば地域おこし協力隊などは様々な部署で活用を行うわけですけれども、1枚のシートにまとめて記載をさせていただいております。どれをどの部署が所管するのか、3ページ目に記述がございます。

1つ目の集落支援員でございますけれども、当部での配置は（4）の関係人口に関する各種支援を行う関係人口コーディネーターの登用です。関係人口のプロジェクトの1つである「ヒダスケ！」を今後も推進するため、今まで地域おこし協力隊として従事されていた方に集落支援員となっただき、引き続きその任に当たっていただくこととしております。なお、集落支援員の活動経費を含めた報酬を国が示す485万円まで引き上げることとしております。

次に、②の地域おこし協力隊ですけれども、こちらも報酬単価を国が示す550万円に引き上げております。当部所管は次のページ（4）です。市の情報発信力を強化するとともに、広報業務は業務量が増加しておりますので、職員負担を軽減する目的も併せ、1名登用する予定としております。

次に、③の地域プロジェクトマネージャーですけれども、こちらは継続で2年目となります。念のため、どれがどの部署かだけ申し上げておきます。8ページにお戻りをいただきまして、集落支援員の（1）は農林部です。（2）は河合振興事務所、（3）は宮川振興事務所です。地域おこし協力隊の（1）は河合振興事務所、（2）は、3枚目のところでは神岡振興事務所と農林部というふうに記載しておりますけれども、主務は神岡振興事務所でございます。（3）は商工観光部です。1つ飛びまして（5）は市民福祉部、（6）は農林部。最後の④地域活性化企業人につきましては、教育委員会事務局となっております。活用する各部で本シートは再提出されておりますので、質疑等がございましたら各部にお聞きをいただければと思います。

次のページをお願いいたします。平和な社会への貢献です。令和5年度から取り組みを進めておりますけれども、令和6年度においては、市としての平和都市宣言を市民と一緒につくってまいりました。令和7年度におきましては、先ほど新港郷との交流でも触れました小中高を対象とした絵画コンテストを新たに実施しつつ、短歌コンクールですとか被爆体験講話、中学生の長崎青少年ピースフォーラムへの派遣を行ってまいります。また、平和都市宣言の活用等、今後の平和の取り組みを進めるべく、市民を構成員とした平和都市推進委員会を仮称ですけれども設置する予定でおります。

次のページをお願いいたします。ダイバーシティの普及促進及び定着です。ダイバーシティ全般につきましては市民福祉部が所管しておりますけれども、当部におきましては多文化共生を所管しております。ダイバーシティの考えに含まれていると捉え、1枚のシートにまとめております。事業概要の②ダイバーシティ補助金の創設ですけれども、多文化共生を含むダイバーシティに資する市民活動へ補助する制度を創設いたします。

次に、今度は予算書にて説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の50ページをお願いいたします。02総務費ですけれども、上から8行目の578運転業務委託料です。現行市長用の公用車の運転業務は職員が行っておりますけれども、アウトソーシング

し経費縮減いたします。

続いて、52ページをお願いいたします。上段の8行目、541広報補助業務委託がございますけれども、これは広報広聴費でございます、この一部で、先に野村議員の一般質問の答弁でもご説明いたしましたけれども、AIによる広報用のチラシやバナーの画像生成に関する業務を委託しまして、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用させていただくこととしています。

56ページをお願いいたします。中段から少し下になりますが、18負担金、補助及び交付金の2行目、036私立大学等整備事業補助金1億4,000万円です。これも一般質問でご答弁しておりますとおり、財源は全て基金からの繰入金つまり寄附金でございます、大学として使用する施設の改修費用ですとか、備品の整備に対する補助金となります。全員協議会でもご説明したとおり、市としては大学設置という目的に適正に使用されているかを確認する責務があると認識しておりますので、補助金の取り扱いにつきましては、証拠書類の確認はもとより、必要に応じて現地に立ち入り調査等も行って適切な運営を行う予定であります。続いて57ページをお願いいたします。中ほどの953ソーシャルビジネス支援交付金です。本事業は現在、まちの元気創出支援事業と呼んでおりますけれども、その中のソーシャルビジネス支援部門につきましては「SAVE THE CAT HIDA」に5,000万円、「Edo New School」に2,000万円、合計で7,000万円を継続交付し、まちづくり創出支援部門というものもありますけれども、そこにつきましては飛騨市大花火大会に500万円及びT L S Lプロジェクトに90万円を交付すべく計上しております。財源は全てふるさと納税寄附金でございます。

続いて、68ページをお願いいたします。68ページ、01指定統計調査費です。総額で1,460万円の計上となっておりますけれども、令和7年度におきましては5年に一度の国勢調査実施年度となっておりますので、必要経費を計上しております。

説明は以上となります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（住田清美）

事業別説明資料の8ページの、地域活性化人材の登用の中の地域おこし協力隊です。詳しいことはそれぞれの部署で聞きますが、総体的にこの中にたくさん新規の登用が見込まれております。飛騨市にとってはそれぞれの専門分野の中で重大な人材となるべく方なんです、この人材不足の折に、この新規の方々がこれはもうめどがあるのか、今から募集をされるのか、その辺の見通しはいかがですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□ふるさと応援課ふるさと応援係長（竹林久緒）

新規事業が上がっておるんですけども、まだめどが立たないところもありますし、作業療法士のところについては、ある程度めどが立っているとは聞いております。そのほかについては、ちょっとまだめどが立っていないというようなところです。

○委員（住田清美）

こういう地域おこし協力隊の募集というのは、飛騨市が独自で、例えばホームページとかいろ

いろな情報発信を通じて募集をかけられるんですか。それとも、国の中でこんなメニューがあるよというふうな形で募集をかけられるのか、その辺はいかがですか。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的には市町村がこういう形で募集をしたいという形で上げるのが通常でございます。国で一括ということはないかなと思います。例えば市のホームページだけでは訴求するというか情報が行き届きにくいということもありますので、昔だったら仕事百貨とかいろいろなサイトを使っておりますけれども、今回も幾つかについてはそういうサイトの活用とかで情報発信をして、この業務に魅力を感じていただけるような方々に訴求をしていきたいというふうに考えております。

○委員（住田清美）

ぜひいろいろな媒体を使って、せっかくメニュー計上してありますので、ここがしっかり埋まるように努力はしていただきたいと思っておりますし、そしてまた、せっかく飛騨市に縁があって来られた方々が、また次の人たちを呼んで定住につながる、起業につながるという大事な方々だと思うので、ぜひまたこういう地域おこし協力隊、起業された方も含めてネットワークといいますか、市も介入していただきながら、語る会ではないですけど、そういう形も多分あるのかとは思いますが、その辺の持っていき方はいかがでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

前もたしかそういったご要望とかご意見をいただいております。今週、地域おこし協力隊の方々のお集まりをいただいて、意見交換をする場としております。委員がおっしゃるように、例えば山之村なんかは御存じかもしれませんが、地域おこし協力隊で入って来た方が次の方を呼ぶというような効果もあつたりしますので、そういうネットワークの形成とか意見交換とか、横のつながりもちょっと持ちながら盛り上げていければいいかなというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（中田利昭）

事業別説明資料の11ページの中ほどに、「十数名の市民が検討委員となり」と書いてあるんですけども、これはメンバーを固定しないのか、毎回人数が違うのか教えていただきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

平和都市宣言の策定の委員会のメンバーの方々には、基本的には固定でございました。そこに公募の枠も設けておまして、4名の市民の方が公募に手を挙げてくださり、その4名のうちの2名は高校生が入っていただきました。そういう形で平和都市宣言の策定を進めてきたわけですが、令和7年度におきまして、もうちょっとそれを引き続き活用とか推進というところの場なんですけれども、現時点では今、策定に携わっている方々にも引き続き声掛けをしていながら、また新たなメンバーはどのような形がいいかなというところも今後検討してまいりたいと考え

ております。

○委員（中田利昭）

高校生等も入っているという答弁でしたけども、そもそもどういう方々が検討委員になったのか、どういう経緯で検討委員を選出したのか、市から選出したのか、自らが応募してきたのか、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

前にもちょっとお話したかもしれませんが、有識者ということで大学の先生にお一人お入りいただきまして、人権擁護委員の方ですとか、遺族会の方、教育委員、PTA連合会の方、小中学校校長会の方、社会福祉協議会、商工会、商工会議所、あとは公募の方々ということで、私も市側でいろいろとどういう方がいいかなということを検討いたしまして、そういう方々におなりいただいてあとは公募をお願いしたということでございます。

○委員（中田利昭）

分かりました。それって考え方の偏りはないですか。

□企画部長（森田雄一郎）

偏りのないような形で商工団体の方にも加わっていただいておりますし、教育分野、福祉の分野と、いろいろ私どももそういうことがないよという形でさせていただいておりますけれども、そこに加えまして先ほど申し上げたように公募の枠も設けさせていただいて、いろいろな方々にご意見を賜るような形で運用しております。

○委員（野村勝憲）

これは4ページですが、関係人口と共創するまちづくりについてなんですけども、今年度は1,440万円と、来年度は1,259万円ということで、続けて1,000万円以上の金が関係人口と共創するまちづくりに使われるわけなんですけども、問題は、ここ2、3年で関係人口の人たちから飛騨市に移り住まれた方というのはどのくらいいらっしゃるんですか。

□ふるさと応援課長補佐兼ふるさと応援係長（早川洋司）

今ご質問のありました関係人口からの移住ということであれば、2点をご説明したいと思います。

まず1点目としまして、関係人口という定義なんですけども、これは繰り返しになりますが、移住に至るまでの人間関係の構築、飛騨市との関わり合いをつくることが目的として1点あります。その上で、移住に進めばさらになおよいかと思いますけども、今現在、関係人口から移住、この可視化というのは非常に難しいかなと思っておりますので、代わりに直近の移住実績についてお答えしたいと思っております。直近1月末で、約60世帯90名の方がIターンということで移り住んでいただいております。この移住者というのは、飛騨市に関心を持っていただく中で事前に窓口、あるいは電話等で飛騨市移住支援センターのほうにお問い合わせいただいたという意味合いで関係人口から波及してきたものと受け止めております。

○委員（野村勝憲）

私もいろいろ自治体を回ってきまして、関係人口に1,000万円以上投下しているのは、私が聞いて

た中では飛騨市だけだったんですけど、ほかはそんなに力を入れてないということもあります。問題は、私は一般質問の中でも言いましたけども、やはり税収を生み出さなければいけないわけですよ。税収を生み出す移住者を増やしていかなければいけないと思いますわ。特に都竹市長は人口減少先進地と言っていて、減るばかりでは駄目なので、それなりの手当てをしていかなければいけないということで、その辺について、私はこういう形で関係人口やファンクラブも1万人以上を超えているわけですから、こういったところと友好関係をさらに深めて飛騨市に住んでもらいたいな、住んでよかったなという人を増やしてもらいたいんですが、その辺はいかがですか。

△市長（都竹淳也）

そのとおりで、本当にいろいろな方に移住していただければ大変ありがたいことだと思いますし、そのための支援策もずっと講じてきて、先ほど答弁もありましたけども、100名前後の方々がずっと移住をしてきていただいておりますし、そういった方が町のいろいろな活動の中心となっている例も結構ありますので、ここは引き続きやっていきたいと思えます。

ただ、関係人口と移住の関係なんですけど、これについてはしっかりとした学術的な研究の上でということでも申し上げているんですが、関係人口は移住しないということも明確に申し上げています。結構いろいろところで講演を頼まれて、これを言うと衝撃をもって受け止められて、大方の自治体は関係人口を移住策としてやっている。しかし、我々はもう関係人口の取り組みは先進地ですから、実感として関係人口で関わってくれる人が移住するとは思っていないということも明確に申し上げて、むしろ心を寄せてくださって、いろいろな形で関わってくださる方の重要性がいかに大きいのかということでも申し上げておまして、この点については本当に今いろいろな方にご評価をいただいて、まさしくそうだということ、関係人口の狙いそのものが、国の中の取り組みの狙い自体が移住というところから関わりを持った人たちの連携というところに変わりつつあるのは、飛騨市の取り組みが1つ影響を与えているところではないかなというふうに思っております。

なので、関係人口は関係人口として、移住は移住としてしっかりやる。もちろんその関係が、両方のつなぎ目が出てくるということはたくさんありますし、現実にありますので、ただ、狙いを持ってやるというのはあくまでも移住は移住対策として進めていく、そのような考え方でやるということは申し上げておきたいと思えます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（佐藤克成）

森田企画部長からの説明にはなかったんですけども、新年度ふるさと応援課で結婚新生活支援補助金は継続事業ということでありますでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

失礼しました。新年度におきましても継続をさせていただく予定でございます。

○委員（佐藤克成）

その上で確認なんですけれども、対象世帯ということで夫婦の所得の合計が500万円未満の世

帯ということで挙げられていますが、基準についてはどういったお考えで設定されたんでしょうか。印象としては500万円、所得制限を設けるのは妥当ではないという考えでの質問なんです。

□ふるさと応援課ふるさと応援係長（竹林久緒）

結婚新生活支援補助金についてなんですけども、県の補助金がありまして、県の補助の要件が500万円の所得要件があるということで、市のほうもその条件で補助金交付をさせてもらっております。

○委員（佐藤克成）

財源が県の交付金ということで、それに倣ったということなんですけれども、やはり前年度の収入を基準にされていると思うんですけれども、飛騨市に移住される方の中には一時的に所得が減少することも覚悟の上で移住を検討される方もいらっしゃると思いますので、県の補助金を活用してということもあるかもしれないんですけれども、そこは飛騨市独自でその制限を撤廃して対象とするという考えも重要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その考えもあると思いますので、また検討したいと思いますが、今まで補助金で結婚を推進するという考え方をもともとあまり持っていなかったんですね。なんですけども、県全体の話の中でこういう補助が設定されたところからスタートしているということもございます。ただ、実績を見たりいろいろする必要もあると思いますが、今、人口減少の一番の問題は結婚の少なさだということは認識しておりますので、ここについては、その一助になるなら所得要件がある程度高い方についても支援することはあり得ると思いますから、ここについてはちょっとよく考えたいと思います。

○委員（佐藤克成）

今の結婚新生活支援補助金の対象にならない方については、結婚祝い品を贈呈しておりますけれども、こちらについてもカタログ掲載の複数の商品から選べるということになっておりますけれども、もう少しバリエーションを増やしてほしいというのもありますし、もしくは市内で使えるクーポン券なり、商品券なりにしていただくということは検討していただけないでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私ども、実際にご使用されていらっしゃる方々から具体的なご要望をあまりお聞きはしていないところがございますけれども、実情に合っているかというか需要に合っているか、そういったところは制度をこれから運営していく上でも声をお聞きして、対応すべきところは対応はしていきたいと考えております。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

質疑の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

(休憩 午前11時59分 再開 午後1時00分)

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、企画部所管の歳入歳出予算の質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

事業別説明資料の6ページなんですけども、台湾新港郷の友好交流の推進のところ、②番の新規のところ。特産品を使用したコラボ記念品の制作なんですけども、これはどなたが制作して下さるんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

市内の民間事業者に、一応お願いをする予定でございます。

○委員（小笠原美保子）

それで、その商品なんですけども、「交流記念品として活用するとともに、今後の商業レベルでの交流の可能性についても検証を行います。」と書いてあるんですが、私、これすごくいいなと思っていて、商品化をするということですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

あくまでも今回は非常に低ロットで低予算で試作を行うわけですけれども、それが本当に商品として世に出していけるべきかどうかというところは今後検証していきたいと思っております。ご承知のとおり当部の所管ではありませんけれども、こういった新港郷とのつながりで、現時点でも商業レベルの貿易というか輸出・輸入みたいなところをやらうとしておりますので、そういったところにも寄与する形になっていけばいいなというふうに考えております。

○委員（小笠原美保子）

差し支えなかったら、その収穫された農作物とか特産品というのは、大体どんなものなのか分かれば教えていただくとありがたいです。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

この新港郷のところでパイナップルが非常に特産品で、とてもやっぱりおいしいです。ジュースとか果汁になっておりますので、それをいただいて、それを製品化してみようかなど。実際の方は何かといいますと、ビールができないかなということ、多分できるだろうとか、できるという確度は高いというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（澤史朗）

予算書の51ページ、02広報公聴費に004印刷製本費とありますけれども、これは広報ひだの印刷製本費というふうに解釈してよろしいでしょうか。

□総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長（土田治昭）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（澤史朗）

続いて、予算書の52ページですけれども、上段のところに393広報ひだ編集業務委託料、そして530取材業務委託料、541広報補助業務委託、先ほど少し説明がありましたけれども、これも広報ひだに関するものと捉えてよいのか。そして、広報ひだ、こう見ると業務委託で、いわゆる広報プロモーション係としてはどのように広報ひだに関わっているのか、お聞かせ願えますか。

□総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長（土田治昭）

まず、先ほどおっしゃいましたのが広報ひだの印刷費になります。次の52ページの393広報ひだ編集業務委託料、こちらは民間の広報を編集いただく方をお願いをして、広報誌のレイアウトですとか、記事の作成をしていただいております。記事というのは主に特集の記事を作成していただいております。職員の関わり方としては、庁舎内からいろいろなお知らせですとか、そういった情報を収集して、その方とレイアウトを決めながら実施をしているというような流れになっております。

393広報ひだ編集業務委託料の2つ下の530取材業務委託料でございますが、こちらは広報ひだに載せるいろいろなイベントですとか、そういった事業の取材ももちろんですが、広報ひだだけではどうしても紙面の都合上で全てのイベントですとか町の話題を載せることができませんので、ホームページとかSNSとか、そういったものにアップするようなものの取材とか記事の作成もお願いをしているというものでございます。

○委員（澤史朗）

近年こういった形でアウトソーシングでこうなっているということは理解しているんですけども、以前と比べると広報ひだにかかる費用が、かなり膨らんでいるのかなというふうに考えます。そこで、広報プロモーション係としては広報ひだにかかり切りというわけにはいかないもので、先ほど来出ています関係人口だとかファンクラブだとか、そういった対外的なところの業務が多いのかと思いますけども、これ以外に広報プロモーション係としての政策経費というのはどこかに上がっているものはありますでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総合政策課長補佐兼広報プロモーション係長（土田治昭）

政策的な予算として来年度上げていますのは、先ほどちょっと谷尻総務部長からも説明ありましたAIを使ったバナーの制作ですとか、SNSのほうの強化の部分に政策経費として予算を計上しておるところでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

事業別説明資料の3ページ、ふるさと納税を活用した新たな地場産品の創出支援ということで、今年度予算はついているんですけども、今年度は新たな地場産品の返礼品ですね、何種類くらいだったんですか。

□ふるさと応援課ふるさと応援係長（竹林久緒）

新規の数が今手元にないので、確認して報告させていただきますけども、今年度はあまり新たな商品の数は例年よりは少なかったというふうに記憶をしております。

○委員（野村勝憲）

ということは、来年度もどのくらい予定しているといってもまだ計画段階で、例えば10口ぐらいは何か新規をつくりたいとか、そういう話はないんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□ふるさと応援課ふるさと応援係長（竹林久緒）

株式会社ヒダカラのほうに中間支援事業者として委託しておるんですけども、株式会社ヒダカラのほうからいろいろと市内の事業者に働きかけておるんですけども、結構出尽くしたところもありまして、一応株式会社ヒダカラとも目標を立てて実施はしておるんですけども、なかなかやっぱり新たな商品が生まれないというところが、今現状のところあります。

○委員（野村勝憲）

ふるさと納税で今一番話題になっているのはネコリパブリックですね。私もこの前の一般質問の中で少し紹介しました。それで、今年もう3月に入りましたけども、ネコリパブリックの入館者数と入場者数、それと売り上げは年間どのくらいあるんですか。

□ふるさと応援課長補佐兼ふるさと応援係長（早川洋司）

令和6年度の収支実績については新年度に入ってから報告になりますので、令和5年度の収支実績でご報告しますと、経費としましては約5,500万円、うち収入として補助金を除いた金額としては530万円という状況でございます。あと、入館というお話で言えば、恐らく保護猫の宿泊施設のねこ蔵の宿飛驒のことをおっしゃっているかと思います。2月末現在で約60組141名の利用をいただいております。

○委員（野村勝憲）

ここで問題なのは、来年度もたしか5,000万円は助成されるわけですよ、間違いないですね。そこで、先の一般質問の中でもちょっとお話しましたが、実は2月1日の夜に、高山市の方なんですけども、あの店の入り口のところに猫3匹の置物がありますね。それで、橋を渡ってすぐの右手のところにちょうど防護柵が駐車場のところから来ています。その柵と橋との間に、これは何だろうと思ってのぞきに行ったらどぼんと落ちられたんすよ。大人だったからよかったけど、子供でしたら。

早速翌日、その情報が私のところへ電話で連絡が来たんですわ。それはなぜかという、その人は助けにあるお店に入られたんですわ。そういうことで、翌日は日曜日だったので、月曜日に

早速、森基盤整備部長のところに行って、ここに防護柵を造ってくれないかというお願いをしたんですね。森基盤整備部長は早速動いてもらって現地まで行ったら、これは市の土地ではなく民間の土地で、ネコリパブリックの土地なんだということで、これは市としてはちょっと対応しかねますという話だったんですね。この件については森田企画部長は御存じですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

委員のおっしゃる2月1日の夜という案件については、ネコリパブリックのほうにも確認いたしましたけれども、そういった事象は確認をしていないということでございました。ですので、今おっしゃられた案件については存じ上げておりませんが、実際にそういうことが起きましたということだったと思いますので、今の駐車場部分でも一部柵がないところがたしかあったと思います。その後、瀬戸川に渡るところがあると思いますけれども、そこは市が管理するところの上にありますので占用の事案とかになってくるとは思いますし、そこから一步入りますとネコリパブリックの土地になってまいりますので、そういったところで何らかの対策が必要なのかどうかということは、今後協議してまいりたいと考えております。

○委員（野村勝憲）

たしか瀬戸川とか川を渡っての店はあそこしかないんですよね。前は瀬戸川の老之町上手のところまで1店舗ありましたが、九州に帰られまして店がなくなって、橋を渡って店に入るというのは古川町ではあそこしかないと思いますわ。それで問題は、あそこはどうしても足元が暗いわけですね。子供ではなかったからよかったものの、私は早速月曜日にその店に行きましたら、従業員は知らなかったですわ、「ああ、そうでしたか。」と言う程度で。違う店に入られたので知らないですよ。

●委員長（高原邦子）

申し訳ないですけど、端的にお願いします。

○委員（野村勝憲）

こういうことは時系列で求めてしっかりやらないと、二度と起きないようにね。そういうことなので、年間5,000万円のふるさと納税を入れているわけですから、当然、安心・安全なまちづくりのためにやらなければいけない。私は地域貢献という言葉を先ほど古川駅東開発に入れたのは、そのことがあってからなんです。その点はどうですか、ちゃんと対応してもらえますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほども申し上げましたとおり、そこの辺の安全対策等がどのように必要なのか、できるのかといったところは協議してまいりたいと考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（籠山恵美子）

事業別説明資料の11ページの平和な社会への貢献ですけれども、これはぜひ市長のお考えを伺

いたいと思いますが、午前中に、十数名の市民の検討委員の中に考え方の偏りはないかという質問がありました。私はとってもこの発言に違和感を感じたんですね。偏りとはなんだろうなと思いました。こういうのが、いわゆるアンコンシャスバイアスなんだろうなと思いました。無意識の偏見。大体平和を考えるのに偏りがあるのかという話になりますから。みんな戦争より平和がいいに決まっているので、偏りなんかあるはずはないんですよ。ですけれども、こういう発言が出るということ自体がやっぱり政治的に物を見てしまう部分もあるかもしれないし、あるいは他意はなかったのかもしれませんが。そう信じたいですけれども、こういうような考えは町中にもっとあるんですよ。

ですから、私なんか知っている詩人では金子みすゞという詩人がいて、みんな違ってみんないいという人権に触れる問題を考えるような詩をつくった詩人もいますけれども、これこそがやっぱりダイバーシティにつながるので、ダイバーシティの宣言だって、この平和宣言とは切っても切れないはずなんですね。平和宣言そのものが偏った宣言じゃないのなんて言う人もいるんですよ。この宣言を今年度中に完成させて宣言を上げるということは、市長のきちんとした考え、思い、それから市民への意識の醸成について考えるということがあることがとても大事だと思うんです。

●委員長（高原邦子）

端的にお願いします。

○委員（籠山恵美子）

市長は大学で幸福追求権でしたか、そういうものを勉強されたということなので、ぜひ市民に向けてでもいいですから、平和への思いをちょっと聞かせていただきたいと思います。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

平和にしても多様性にしても、今DEIと言いますが、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン。これは人類がずっと追求してきたものだと思うんですね。逆に言うと終わりがなかなかなくて、どこまでいってもやっぱり人間というものは多様性の考え方にしても平和の考え方にしても、それが個々なのか国家というレベルなのかは別にして、やっぱりそれを阻害するものがある。しかし、それは守られなければいけないんだというのは、長い人類の歴史の中で人類が獲得したものだと思うんですね。それを不断の努力で守っていかなければいけないというのが我々の務めだというふうに私は考えていて、もちろんここで今ダイバーシティ、平和の取り組みをやっていますが、ここで始めたら飛騨市がたちまちそういった問題が一切ない町になるということはありません。常に人類というのはそれを繰り返していかなければいけない。

だけど、誰かが何かを取り組まなければ先へは進まないというふうに思っているんで、これはやっぱり不断のこれまでの人類の歩み、これから人類の歩みの中に身を置く者として、もちろんそれを飛騨市という自治体の中でやっていくべきという考えの中で取り組んでいるということですから、いろいろな考え方もありまじょうし、それぞれのことがあるんだと思うんですが、これは揺らぐことなく、しっかりとして歩んでいきたいというふうに考えているところでござい

ます。

○委員（籠山恵美子）

市民約750名の方の平和についての意見をいただいているということで、これは市のそういう意見集約の中ではかなり大きな数ですよ。ですから、そういうのを私たち市民も見たいなと思うんですけど、これはホームページか何かで紹介されているんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今非常に広くご意見を思った以上にいただいたわけですが、これは基本的にこの平和都市宣言を策定する過程において、あくまでもいろいろな方々の平和に対する意見をどんな意見があるのかなといったところをお聞きした上で参考として使用させていただいておりますので、特にホームページとかに公開はされておられません。

○委員（籠山恵美子）

それはそれでいいと思いますけれども、この宣言をするための礎として下敷きにそういうものを求めたということですから、何でかんで見せてくれということではないです。

こういうように市民一人一人が、特に若い方ですよ、検討委員に高校生も混じっているということでしたけれども、私も話す機会があるんですけど、修学旅行で広島県、長崎県に行くとはいえ、若い人たちはもっと広く考えているですよ。ウクライナの問題、パレスチナの問題、世界を見て平和を考えているんですよ。ですから、そういう若い人たちがこれから生きていく世界に、飛騨市に向けて宣言するわけですから、私たちもいずれ死んでいくんですから、そういう意味では、中途半端なというのはおかしいですけど、やっぱり何にも遠慮しないきちんとした平和についての宣言をつくってもらいたいと思っているんですよ。そういう準備はされていますか。

□総合政策課長（下通剛）

今ほどいただきましたご意見のように、市としましても740件余りのご意見いただくときもそうですし、宣言案をつくりまして、御存じの方もいらっしゃると思いますが、ホームページ上で宣言案のご意見もいただいて、パブリックコメントも実施したところです。そうしたところで広く市民の方々からもご意見をいただくこともしておりますし、意見収集のとき、パブリックコメントのときも市内の小中学校、高校のほうにもお願いしまして、若い方からの意見も何うようなことも同時に進めておりますので、その点については、今おっしゃられたようなことは十分反映できているのかなというふうに考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（井端浩二）

事業別説明資料の4ページに当たるんですが、飛騨市ファンクラブが1万6,000人を超えるということはすごいことで大変いいことだと思うんですが、ファンクラブには、薬草部とかいろいろな部があるそうなんですが、ぜひ、祭りの人足が大分減ってきていますので、祭り参加部というような部をつくっていただけたらどうかなと思うんですが、その辺のお考えを教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

この部活動は、委員ご承知かもしれませんが、自発的にこういう部活動をやってみたいなどといったところから始まっているところもあります。これもご承知かと思いますが、祭りの人足のところにヒダスケ！が活用されているということもございます。そういったところで、その祭り部というのは名称があれかもしれませんが、そういうのをやってみたいなどといったようなお声があれば、それをつくっていただいて活動していただければと思います。委員が積極的にやっていただいても結構かと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

予算書57ページ、一番上にある138のダイバーシティ推進補助金はこれ企画部でよろしいですか。よろしいですね。これで内容的にはどういったことをやられるのか、まず教えてください。

□総合政策課長（下通剛）

これは令和7年度から新たに設けようとしている補助金なのですが、私どもの部署のほうで所管しているのが多文化共生、つまりいろいろな国籍の方の相互理解を図ろうというような取り組みを担当しております。それから、ダイバーシティについては、御存じのとおり市民福祉部のほうで所管している業務になります。広く見ればダイバーシティに多文化共生も含まれるということで、こちらとしては国籍ですとか性別ですとか、性的マイノリティーの方、障害をお持ちの方、そういったいろいろな違いが相互に認め合えるような取り組みについて、そういったことを進められている方々の取り組みを支援しようというもので設置をする補助金でございます。

○委員（前川文博）

私、今多文化のほうでいろいろ関わっているんですけども、一般質問でもさせていただいたんですが、結局、外国人の方が日本に来ての生活環境、また言葉の壁というのがあって、今、市内の方で自分たちで独自に研修会を開いたりとか防災のことをやったりしていらっしゃるんですが、そういったことを開催するものに対して補助金を出していくということだと思っておりますが、具体的にどの辺まで補助対象でやられるのでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総合政策課長（下通剛）

今おっしゃられたように、市内に大体4団体ほど多文化共生を進められている団体の方がいらっしゃるんですが、そういった方々が定期的にかかれるような交流の場で、会場使用料ですとか消耗品を購入したりですとかが必要になってまいりますので、そうした点について支援ができるような制度を考えております。また、そうした理解を深めるためにどこかからか講師の先生をお招きして、講演会を開かれるようなことももしかしたらあるかもしれません。そういったときの講師謝礼も対象にしていきたいというように考えております。

○委員（前川文博）

そうしますと、例えば日本語教室をやっている方とかが日本語の教室も兼ねながら、防災のことについてとか、命を守るような行動とかをやられるときには会場費とかそういったものは出るんですが、そういうときにほかに来てもらう講師の方とかの謝礼とかは対象になるということによろしいですか。

□総合政策課長（下通剛）

お見込みのとおりでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（森要）

外貨を獲得するという意味で2つあるんですが、まず、事業別説明資料の5ページの企業版ふるさと納税獲得の推進というところで、企業版のふるさと納税で過去の実績を見ると7,000万円とか、令和6年度は7,200万円ということで非常に多くあります。そして、今年度の新規プロモーションイベント開催に28万6,000円ということで、各市内の業者にPRをする場を設けたり、関心のある企業や関係者とのマッチングの機会を創出するということを書いてあるんですが、具体的に、どのようなことをするのか、それで28万6,000円というものを分かったら教えてください。

□総合政策課長（下通剛）

こちらの取り組みにつきましては、令和6年の10月に初めて実施したんですが、東京都内のほうで会場をお借りして、職員が出向いて、企業をお招きして、そこで市としてこういったプロジェクトをしています、ここでふるさと納税をお願いしております、そういったプレゼンの場を設けたんですね。そういったことを新年度でも行っていきたいというところで、主な使途としましては職員の旅費がほとんどになります。それから会場使用料で多少予算をいただくような形を想定しております。

○委員（森要）

大変重要で私も期待しておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1つ、令和7年度の予算のポイントのときに元気というところで、外貨獲得の仕組みをつくるという中に、課題解決型ということでヒダスケ！の制度から活動費を支援するとともに、飛騨市の特色ある取り組みをプログラム化した研修案内パンフレットを作成するというところで、多分35万円ほど見ているということでしたが、予算書ではどこにあるんでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

その予算は商工観光部所管の予算ということですが。

●委員長（高原邦子）

では、そのときに聞いてください。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（中田利昭）

予算書の50ページなんですけども、578運転業務委託料を250万円見てあるんですけども、これは車両は市の車両で、運転する方を委託するという形だと思うんですけども、いささか少ないかなとは思って見ているんですけども、これって都度お願いするという感じなんですかね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

冒頭説明申し上げましたように、市長用の公用車の運転でございますので、市長のスケジュールは皆さんもご承知のとおりきちんと決まっております。ですので、その予定に応じて運転業務に当たっていただくということですので、常に庁舎内に運転される方がいらっしゃるという形ではございません。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（前川文博）

空き家関係のことで、たしか飛騨市住むとコネットとかはこちらだったと思うんですが、今空き家の除却補助金も結構ついていて、補助金があるからということで壊されるところも多くあるんですが、実際のところ、今この飛騨市は人口が減って空き家が増えているんですが、飛騨市住むとコネットに登録しようという話とか壊したほうがいいのか、そんなような相談は結構来るものですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

細かな数字まで私は持っておりませんが結構参ります。私、今年はふるさと応援課長も兼務しておりますので書類がががが回ってまいります。ですので、こういった物件が登録をされました、こういった物件が成約されましたといったことで、まあまあ件数はありますので、そういう意味では空き家の流動化ということに資する事業がなされていると考えております。

○委員（前川文博）

そういった数が多いのはいいと思うんですが、その中で、やっぱりもうこれは飛騨市住むとコネットに登録できないので壊したほうがいいのか、そういった話もそこで出てきて、そういうほうに向かわれる方もいらっしゃるんですか。そういう話はなく、飛騨市住むとコネットに登録しようという方だけが相談にいらっしゃるというぐらいの状況でしょうかね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的には住むに耐える家ということが前提条件になってまいりますので、本当にこれは除却すべき物件だというものが持ち込まれるケースはほぼないかなと思います。一方で、もしそういった物件があれば、それはちょっとこちらの掲載には耐えられないといったようなことも会話の中ではあろうかと思えます。実際問題はそこまでのことはないと思えます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

では、先ほどの答弁漏れのところをお願いします。

□ふるさと応援課ふるさと応援係長（竹林久緒）

先ほど野村委員からご質問がありました返礼品の今年度の新商品の登録なんですけども、約100商品が新規に登録されております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。再開を午後1時40分といたします。

（ 休憩 午後1時32分 再開 午後1時40分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第46号 令和7年度飛騨市一般会計予算

【市民福祉部所管】

●委員長（高原邦子）

議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算について、市民福祉部所管の歳入歳出予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、市民福祉部所管の主な事業について、事業別説明資料のほうでご説明を申し上げます。

4ページをお願いします。福祉医療費助成の充実です。妊産婦と高校生年代とありますが、まず妊産婦のほうです。母子手帳の交付から出産月の翌月までの妊産婦に係る医療費の自己負担分を助成します。これは岐阜県内初となる制度で、財源はふるさと納税です。次に高校生年代です。令和2年度から実施の高校生年代を対象とした医療費助成について、高校生年代本人への教育の観点から、助成方法を、医療機関で一旦払って市へ払い戻し手続きをする償還払いにしておりまじけども、岐阜県においては県内外を問わない現物給付化、医療機関における窓口無料ですけれども、その前提となる併用レセプト請求方式が令和8年度導入予定となっております。この併用レセプト請求方式というのは、医療機関が国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対して、保険者負担分と福祉医療費分を別々の請求書を出していたんですけども、それを1つのレセプトで済むようになる方式のことです。これにより、対象者の手続きが簡素化されるため、飛騨市では1年早いんですけども、令和7年度から高校生年代においても義務教育終了までの

子供と同じ助成方法である現物給付とするものであります。

次、5ページをお願いします。クーリングシェルターの指定です。令和6年4月の気候変動適応法改正によりまして、都道府県単位で熱中症特別警戒情報が発表された場合に住民等が避難する場所として暑熱避難所、いわゆるクーリングシェルターを指定できるようになりました。飛騨市地方などは比較的冷涼で、熱中症特別警戒情報が発表される可能性は高くないと考えられていますけども、熱中症の危険性が高い厳しい暑さとなる日も増えております。こうしたことから、市有施設等をクーリングシェルターに指定し、市民が日常的に熱中症を予防できる場とするとともに、非常時には暑熱避難所として活用できる体制を整えます。また、クーリングシェルターは公共施設のほか、民間からも利用可能な施設を募集し、官民の施設をクーリングシェルターとして指定します。指定した施設には統一規格の表示板を設置し、また、夏休み期間には一部の施設を勉強ができるスペースとして開放する予定です。

6ページをお願いします。産前産後ママサポートプロジェクトの充実です。これまでも継続して実施している本プロジェクトですが、令和7年度からは多胎児家庭の育児負担軽減のため、多胎育児経験者、ピアサポーターといいますけども、こういう方による家庭訪問や外出支援を行う多胎児家庭支援事業を新たに開始します。また、助産師等の訪問型産後ケアについて、今までは1割負担400円をいただいておりますけども、それを8回分の無料利用券を全員に配布するということといたします。

8ページをお願いします。アンケート結果に基づく子育て世帯の負担軽減です。教育委員会事務局との共通項目ですが、これまで非課税世帯のみに適用していた利用料軽減措置を均等割のみ課税世帯まで拡大し、低収入世帯の負担軽減を図ります。市民福祉部では、一時的保育事業、休日保育事業、産後ケア事業、子育て支援ヘルパー派遣事業などが該当します。なお、該当する世帯数については、子供のいる世帯の税情報を全て調べるわけにはいきませんので、現段階では把握することができておりませんのでお願いいたします。

11ページをお願いします。神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備です。神岡地区の子供の数が減少しているため、旭保育園と双葉保育園を廃止し、令和8年度から新たに公私連携保育所型認定こども園を新設するわけですが、これに対応するため、2か年計画で園舎等整備を進めます。令和6年度には倉庫の建築、保育室や廊下の床塗装などを実施しましたが、令和7年度には運営に必要な備品購入を行い、その費用全額を補助金として交付します。なお、財源として合併基金を充当します。

12ページをお願いします。支援が必要な方に対し有効と思われる資源の創設運営と効果検証の下、飛騨市に必要な支援資源について新設、拡充、改編をしておりますが、令和7年度からはこの取り組みを飛騨市支援ラボ事業として位置づけ、幾つかの事業を展開しますが、ここでは2つの取り組みについて説明いたします。ちなみに、ラボとは英語のラボラトリーの略で、和訳すると研究所や実験室のことを言います。

1つ目は、学校作業療法士の育成モデル研究です。市では、小中学校に作業療法士を配置する学校作業療法室の取り組みを進めており、市内全ての小中学校に学校作業療法室が設置されております。しかし、これを今後も安定的に運営する上では、学校作業療法士の育成と確保が大きな課題となっております。そこで、令和7年度では地域おこし協力隊制度を活用した新たな人材育

成モデルを試行し、学校作業療法士の育成と確保に取り組みます。この地域おこし協力隊の制度ですが、団体委託型と申しまして、市が民間と協働してプロジェクトを進めるために、地域おこし協力隊員を受け入れる民間事業者を公募しまして、その事業者が地域おこし協力隊員を雇用するという制度でございます。なお、事業者の公募は終了しまして、既に決定済みであります。戻りまして、事業概要といたしましては、飛騨市作業療法まちづくり研究所を設立し、学校作業療法の人材育成・確保モデルの確立に向けた研究や、様々な人の生活分野における作業療法の介入方法について、実践しながら研究します。

次、13ページをお願いします。飛騨市支援ラボ事業の2つ目は、飛騨市における社会作業療法の推進です。市では地域生活安心支援センターふらっとにおいて、作業療法士の力を借りながら、お困りごとの相談を受けて対応しています。これは病院で行う作業療法ではなく、社会の様々な生活現場での困りごとに対して作業療法により対応しているもので、社会作業療法という日本でも新たに注目されている取り組みでもあります。飛騨市が導入した学校作業療法も社会作業療法の一環として位置づけられております。事業の概要ですが、保育園にも作業療法士が介入しまして、保育士と協力して子供たちがより生き生きと活動することができる環境をつくるものです。令和7年度は、どのような介入の仕方が現場と調和するのか等を実施検証いたします。また、飛騨市C型就労継続支援サービスとは、障害福祉サービスの日中一時支援事業において、新たに自立訓練を行う市独自のサービスで、これは法定事業として位置づけられているサービスでございませぬけども、B型事業所で仕事ができる能力があるのに継続して通えなかったり、仕事が続かなかつたりする方たちに対し、作業療法士が介入することで効果的な療育支援の場となるよう実施検証し、サービスとしての確立を目指します。詳しくは16ページに記載しております。

このほか、飛騨市支援ラボ事業として、14ページにあります身体調和支援や、15ページにあります思春期健診の社会実装化検証などがありますが、説明は省略させていただきます。なお、ラボ事業の財源としては記載のとおりですが、一部ふるさと納税も充当させていただいております。

18ページをお願いします。飛騨市多機能型障がい者支援センターのごみ回収効率化ですが、これは神岡町山田にあります多機能型障がい者支援センター「ピース」にアルミ缶専用の大型回収ボックスを設置して回収量を増加させ、工賃の還元拡大を図るものです。

19ページをお願いします。医療・介護・福祉人材確保のための支援です。次の20ページから26ページまでに様々な人材確保支援制度を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

飛びまして、27ページをお願いします。「かいもの架け橋事業」と銘打ちました持続可能な移動販売の体制づくりです。移動販売車は、山間の過疎地域において高齢者の買い物弱者が安心して暮らし続けるために欠かせない支援策です。現在、市内では市外の事業者も含め4つの事業者が移動販売を行っておりますが、高齢者の逝去や施設入所などにより、利用者が年々減少傾向にあります。また、物価や人件費の高騰も影響し、非常に厳しい経営環境に直面しています。このままでは従来の仕組みを維持することが難しく、抜本的な見直しが必要な危機的状況にあります。

こうしたことから、令和7年度からは官民連携の新たな仕組みとして、移動販売事業者の高齢者の見守り部分を評価し、市内の3事業者には、日常生活上の支援を協議する生活支援協議体に加入いただき、市が高齢者見守りのための最低限の賃金相当額を保障し、売り上げは直接事業者の収入となる半官半民の仕組みを導入します。1事業者当たり人件費相当額を年間150万円を上

限に支援し、ガソリン代、タイヤ代なども予算の範囲内で2分の1を支援します。また、介護保険特別会計の中での運用に移行し、持続可能な移動販売体制の構築を目指します。

28ページをお願いします。自分と家族のための終活等の支援事業です。市では飛騨市社会福祉協議会に運営を委託し、令和元年10月に終活支援センターを開設いたしました。終活支援センターでは、個別の終活支援相談のほか、セミナー講座、終活フェアなどの開催やエンディングノート、ガイドブックなどの冊子を発行することにより、意識啓発を推進してきました。広報ひだにも連載をお願いしております。事業概要ですが、「わたしの終末しんらい登録」事業、これはゼロ予算として65歳以上の方を対象に、事前に登録した緊急連絡先やかかりつけ医、エンディングノートの保管場所などの情報を終活支援センターで登録保管する制度を創設します。これにより、病気や事故などで意思表示ができなくなったり、お亡くなりになられたりしたときに警察署、消防署、医療機関、福祉事務所及びあらかじめ指定した方からの照会に対して、ご本人に代わってお伝えできるようにします。登録料は無料です。また、遺品整理サービス事業のサポートとして、終活支援センターにおいて遺品を整理できる市内事業者との連携体制のチラシを作成し、相談時等に周知することで市民やその家族の生前整理、遺品整理をサポートいたします。

最後に31ページをお願いします。共通項目でございますけども、庁舎等照明設備のLED化です。ハートピア古川は事務所拡張工事と同時に実施をいたします。予算書のほうでは91ページになります。001施設改修工事8,620万円のうちLED工事が2,518万円です。なお、拡張工事は今年6月、7月を予定しております、8月から順次移動を始める予定です。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

事業別説明資料の5ページのクーリングシェルターの件でお聞きしたいんですが、まず岐阜県は42市町村あって、岐阜県内では観測地点が23地点とあるんですが、飛騨市の場合はこの23地点にあるのか、ない場合はどこかの観測地点の値を参考にするのでしょうか。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

飛騨市内には河合町に1つ、神岡町に1つ、合計2地点の観測所がございます。これをもって飛騨市内の暑さ指数を観測することになります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、確かに神岡町殿と河合町角川にあるんですが、あそこは恐らく雨量とか風速、温度だと思うんですが、その値で暑さ指数を検出されるということではよろしいでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

委員のご指摘のとおり、そちらの地点で気温、湿度、輻射熱、あとは風速、これらの要因によって暑さ指数を観測いたします。

○委員（上ヶ吹豊孝）

それで、35を超える暑さとなった場合とあるんですが、下の米印のところ、25以上で警戒、

28以上で嚴重警戒、31以上で危険、35以上ということはどういう理解なんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

こちらの資料のとおり、31以上は危険とされておりまして、35というのは、これまでも日本国内ではほとんど記録されることがない暑さになります。ですので、岐阜県全域で35を超えるというのはまず考えられない暑さとなりますが、近年では暑い日が続いておりますので、それに備えて市民が熱中症に警戒できるような体制をつくっていかうという取り組みになります。

○委員（上ヶ吹豊孝）

ということは、35の指数を超えないとクーリングシェルターを利用できないということですか。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

法律上は35を超えたときに指定をする形になりますが、日常的にこういったところがクーリングシェルターとして機能していますよということを周知するために、日常的に使っていただくためのクーリングシェルターを設ける、そういう意味合いも込めて実施するものです。

○委員（上ヶ吹豊孝）

そうしますと、今ここに書いてあるのは、民間からはこれから募集するということなんですが、公共施設としては今こういったところを想定されているんでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

例えば、振興事務所ですとか市役所、図書館といったような施設を想定しております。

○委員（小笠原美保子）

関連なんですけども、暑くなるまでにやっぱり指定しなければならないと思うんですが、民間からも募集して指定するとありますが、いつまでに指定するか計画を教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

例年6月くらいには暑くなってくる見込みですので、なるべく年度の当初に募集をして、早い段階6月で暑くなる前には指定をしておきたいと考えております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（籠山恵美子）

室温の設定ですけれども、これはクーリングシェルターですから、何度に設定して、それは統一した温度でやるんですか、それを管理するのはそれぞれの施設ですか。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

特に温度設定を定めたりはいたしません、基準として、当然涼しいところ、冷房施設があるなどの基準がありますので、クーラーがあるなどの基準を満たした施設にお願いする形になります。管理につきましては、当該施設を管理されている民間の方でしたら民間の方になるという形

になります。

○委員（籠山恵美子）

いま一つイメージが湧きにくいんですけども、夏だったら大体それなりの28度ぐらいに設定するかなと思いますけれども、こうやってクーリングシェルターとして指定するということになると、暑い方はどなたでもお寄りくださいというような施設になるのか、そういうような周知はどのようにするのか教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

周知は広報ひだですとか、同報無線を使って周知をさせていただきますし、イメージとしては、涼みどころというか、町の中に出てきていただいたときにちょっと休んで涼んでいただくところというような運用のイメージをしております。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、例えば市役所、振興事務所、図書館というのが挙がりましてけど、例えばどこか涼む用の椅子を置いてどうぞどうぞというようなスペースをつくるのか、あるいはもう入って適当に休んでくださいという程度のものなのか、その辺はどうですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

通常の営業の範囲内で管理していただける場所をクーリングシェルターの場所として指定するため、特別何かを新しく設けるようなことはございませんが、この場所がクーリングシェルターの休んでいただける場所というような表示はしたいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

特別ただ温度を下げて、指定して名札をつけるというだけではちょっとサービス悪いかと思うんですけども、シェルターという名前なんですから、暑くて我慢できなくて飛び込んでもいいですよというクーリングシェルターというものにするとしたら、小さな子供、赤ちゃんを抱えた人とか、電車で言ったらシルバーシートみたいな、そういう感じのシェルターだとイメージすると、特別何もしませんというのはちょっと不十分ではないかと思えますけど、何も考えていないですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

当然椅子を準備したりですとか、その環境は涼しく過ごしていただける環境にしたいとは考えておりますが、どちらかというとき日常的に暑いなというときに立ち寄りいただいて、ちょっと涼んで息を整える、こういうようなイメージをしておりますので、特別に何か温度設定をして管理をするとか、そこまでの環境は今のところ考えてはございません。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

事業別説明資料の10ページです、宮川保育園の新園舎開所についてですけども、現在宮川町では園児はどれだけいらっしゃるんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

現在の園児は3名、未満児ですけど通っていらっしゃるというところですよ。

○委員（野村勝憲）

文書の中で事業背景・目的で最後のほうに、「令和7年度には、新たに整備された園舎を活用した認可外保育施設の運営を開始し、地域における子育て支援を一層強化します。」というふうに書いてあるんですけども、これは土曜日、日曜日、休日も地域の子供たちのために開放するという意味も含めているのでしょうか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

この強化という意味のイメージは、宮川地域では少なくなった園児なんですけど、小学校と併設するというので保小連携という、保育園と小学校の連携を強化したいというような意味合いと捉えていただければと思います。委員がおっしゃった、いろいろな一時保育とか病児保育とかは市全体でカバーしておりますので、例えば宮城保育園のほうで利用するとか、そういうこともできるんですけど、宮川保育園の場合は小学校と一緒にあって、例えば保育園の園児が小学校の図書館を使って、いろいろな読み聞かせをすとか、小学校のお兄さんたちと一緒に畑の作業をしてみるとか、そういう意味で地域を愛するような保育の推進ができるというふうに考えております。

○委員（野村勝憲）

ある意味では利用度を高めるために多角的に運用すると、そういう理解でよろしいでしょうか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

委員がおっしゃるとおりでございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（住田清美）

12ページの学校作業療法の関係でお尋ねしたいと思いますが、今、小中学校には作業療法士が配置されまして、大変全国からも注目されているところで、これをまた保育園から、そしてまた大人の方にまで作業療法士の仕組みを延ばすということなんですけど、この中で新たに飛騨市作業療法まちづくり研究所という新たな文言が出てくるんですけど、その中で地域おこし協力隊制度を利用してと書いてあります。先ほど企画部の中で伺ったところ、大体この方についてはめどがついているというようなお話はいただいたんですが、この研究所は所長がいらっしゃる、何人ぐらいの体制で研究所というのか、そして、地域おこし協力隊の方は作業療法士の方なんですけど、それともこの方が今後ここで資格を取られるのか、その辺を教えてください。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

飛騨市作業療法まちづくり研究所は、どちらかと言いますと、作業療法士をいろいろな人生の

ステージ分野を得ていくための人材育成みたいなことが、まだ全国でもほとんど行われていないものですから、そのこと自体を研究する研究所ということで、結構今関わりのある有識者の先生方とつながりができましたので、そういった方々に全部バックアップについていただいて、学校で作業療法士をさらに増員するための研究であったり、それを保育園であったり、就労の入り口のところであったり、人生の中で様々なところで作業療法士が関われる仕組みというものを研究しながら、人を育てて確保するみたいなことをひっくるめてやるプロジェクトのようなイメージを研究所という形でつけています。ただ、そういったしっかりした大学の先生方もついてくださるものですから、そういった研究というような形で移らせていただいているということになります。

また、地域おこし協力隊については作業療法士に限定して公募しております。かつ、できるだけ経験のある作業療法士ということで、今回、学校作業療法の関係だけ、飛騨市でも初めてになる、先ほど野村市民福祉部長も説明で言いましたが、団体委託型ということで、今までは地域おこし協力隊は個人事業主のような形で、個人への委託というようなスキームであったり、会計年度任用職員で任用するスキームであったりしたんですけども、今回は、雇用するのは民間の事業者、その民間事業所を先に選びまして、そこに就職される作業療法士を市が地域おこし協力隊員として任命するというようなスキームでやるものになっていまして、そういったことで一応1年くらいたてば、1人で学校作業療法ができるくらいのスキルのある方を任命していきたいというふうに思っています。

○委員（住田清美）

そうしますと、この事業費の中の財源内訳ですが、委託料が550万円出ていますが、これは地域おこし協力隊への委託料になるのか、そして負担金というのはどこに負担する金額なのか教えてください。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

この550万円は、見込みのとおり地域おこし協力隊ということで、ただ、委託先が地域おこし協力隊員を雇用する事業所へ委託をするというような形で、会社と委託契約を結ぶ委託料になります。

その他負担金等という部分は、そういった研究活動、人材育成自体を研究していくということもあるものですから、そういった大学の先生たちとの関わりの中で研究をしていただく部分で少し負担をお出しする部分もございますし、あと、ウェルビーイングフォーラムというのを毎年やっておったんですが、昨年で5回やってきました。来年度から6年目ということの中で今回のこういったいろいろな研究活動で起こったことも、このフォーラムの中で発表していくというようなイメージを持っていまして、ウェルビーイングフォーラム事業もこの研究所事業の中に入れた形で予算を編成いただいたというところでございます。

○委員（井端浩二）

作業療法士というのは教員の免許が要るのか、あるいは何か特殊な免許が必要なのかということと、各学校に作業療法室をつくっているということで、現在飛騨市には何人ぐらいいらっしゃる

るんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

学校のほうの作業療法士、市内は1人の作業療法士が8校全部を月2回ずつ回っているという
ようなやり方をしています、配置としてはそのような感じになっています。

あと、作業療法士は、特に作業療法士という国家資格だけでできます。学校のほうでは、そう
いった教員の免許を持つとかそういうことはなく、学校の支援の形で、派遣で入っていますので、
授業なんかもやったりはするんですけども、特にそういった教員免許がなく、授業のほうへちょ
っと介入しているような形になっています。

○委員（井端浩二）

目的は、ちょっと不安定な子を育てるという意味の作業療法室、そういう感じがいいですよ。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

学校作業療法室は、当然支援の必要なお子様を特に見ていくということがあるんですけども、
実は狙っているところは全校生徒全部だという、ここが特別支援みたいな教育とちょっと考え方
が違うところがあって、全ての子が自分で自分のできないことをできるようにしていこうという
ような、作戦を立ててそういった力をつけていくというところ、これこそが作業療法の理論みた
いなものなんですけども、そこを介入して、子供の成長発達の中で作業療法による自分で自分の
ことを解決していく力をつけていこうというのも大きな狙いになっていますので、支援の必要な
子に対してのアプローチは当然ながらも、全校生徒を見据えているというのが大きな特徴でござ
います。

○委員（籠山恵美子）

正確に知りたいので確認させてください。地域おこし協力隊という制度を活用して作業療法士
を採用するというのは、今国家資格が必要だとおっしゃいましたよね。最初から国家資格を持っ
た人を募集して地域おこし協力隊としてやるのか、あるいは作業療法士をやりたいという希
望のある人を地域おこし協力隊にして、その資格を取るまで市が育成しながらやるのか。どちら
ですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

作業療法士の資格を持った方を公募して来ていただきます。今の日本の中では、作業療法士は
割と病院の中で働いている方がほぼになってしまっていて、こういったいろいろな社会分野で職能を
生かすというようなことがまだあまりないんですね。なので、もう既に経験がある方を、どちら
かというところ、こういった学校で作業療法ができるように、飛騨市のほうで今確立できている学校作
業療法の中で育てるといいますか、1年間、2年間ぐらいを目指して、1年間しっかり育てれば
恐らく1人で立ち回っていただけるだろうという算定をしております。

こういった社会分野で働ける作業療法士を育てながら、それによって人材を確保するというよ
うなスキームで、全国各地にこういうフィールドを求めた作業療法士さんが結構いらっしゃるも

のですから、こういった公募をかけることで熱意ある作業療法士がやってみたいということで、現に今も応募は来ておりますけども、そのような形で確保していこうと思っています。

●委員長（高原邦子）

いろいろ説明のときのこともしっかり聞いて、メモって、同じことを2回3回と聞かないようにしていただきたいです。

○委員（籠山恵美子）

作業療法士の資格を持っている方を地域おこし協力隊として採用するということのメリットは、例えば地域おこし協力隊という制度を使うと、国からの財政的な支援が得られるとか、それから地域に出やすくなるとか、そういう何かあるんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

地域おこし協力隊は、特別交付税で財源の措置が一般財源の中に入って来るといった形がありますので、やっぱり1人の人件費を生身で見ようとする、かつ、学校作業療法士としてはいきなり即戦力ではないものですから、OJTをしながらそういった形にしていくということの中で、財源の負担のない地域おこし協力隊の制度を活用することが1つの着眼点であります。また、地域おこし協力隊というのは地域の活性化を担っていくような人材でもございます。飛騨市も作業療法まちづくり研究所というようなことで、作業療法がいろいろな分野に関わっていくことで、この飛騨市の町の中でもいろいろな方がそのよさを享受していただける形になれば、これ自体も1つのまちおこし、地域づくりだというような観点も持っておりまして、そういったことでこの制度を活用しようと思っ、ここに載せたというような状況でございます。

○委員（籠山恵美子）

それで、この方は民間の事業所に勤めながらということですよ。それは市のほうであっせんするんですか、自分で探すんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

先ほど申しました事業者を募集しまして、地域おこし協力隊員を雇用する法人をまず公募します。その法人が地域おこし協力隊を雇っていただくんですけども、その地域おこし協力隊員が何をするかというのは市が公募の中で決めていまして、こういうことをやる人を雇ってくださいということです。それで、先ほど野村市民福祉部長が説明の中で事業者が決まったということは言っておりましたが、今決まった中で地域おこし協力隊員の募集をかけています。その地域おこし協力隊員の募集要項の中に、特に学校作業療法士のプロジェクトの地域おこし協力隊員としてこういうことをやってくださいということが列記してありまして、雇用する事業者はそれをやらなければいけないというような形で、市が思っている仕事をやっていただくというふうにして確保していくというような形になります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（野村勝憲）

主要事業をばくっと見てみたんですけども、このうち11事業でふるさと納税が、トータルすると2,300万円ぐらい使われているんですよ。それで、来年度予算の中に、こどものころクリニックは別にして、そのほかも入れて、大体ふるさと納税はトータル5,000万円くらいは使われてい

るんでしょうか、ばくつとでいいですから。

●委員長（高原邦子）

市民福祉部のところですね。

○委員（野村勝憲）

ここの11事業は分かっていますのでね。そのほかにもあると思います。

□財政課長（上畑浩司）

福祉部門に限ってのふるさと納税の活用額というご質問でよろしかったですよね。ちょっと拾いますので、後ほど回答します。

○委員（野村勝憲）

ぜひ私は、やはり小さな子供から年寄りまで本当に幅広く、人づくりも含めて、人の命も関わる問題が市民福祉部には関わってくるわけですね。それで、市民福祉部長を経験された藤井副市長にお尋ねしますが、私は、ふるさと納税をもっと利活用して、安心・安全な生活ができる、暮らしができるふるさとをつくってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

□副市長（藤井弘史）

今委員がおっしゃいますとおり、ふるさと納税は大事な財源でございますので、精いっぱい活用させていただいて事業に推進していきたいということを思っております。

△市長（都竹淳也）

全員協議会のときに、資料01-1というのを配っていますが、今、皆さんを出せますか。資料01-1の横長のものがありますけど、18ページを開いていただくと、ふるさと納税の事業は、飛騨市は事細かに全て用途を公開しているという特徴がありまして、なかなかほかの自治体でここまでの公開はしていないものです。ここを見てくださいと、幅広い用途にいただいたご寄附という部分があります。その2番目に福祉・子育て支援・生きづらさや困難を抱える人たちへの支援に関する事業、これが先ほど野村委員がお聞きになったところずばりでありまして、2分の1を使えますが、令和7年度は1億1,900万円、ここで使っています。そのほかに、特定の目的にいただいたご寄附という下の部分がありまして、例えばこどものこころクリニックの部分、これはクリニックだけではなくてそれに関連するものということですが、そこに充てたり、飛騨市民病院の部分には下のほうにありますけども、飛騨市民病院の部分として2,600万円余を充てたりとか、こういうことになっています。

それぞれの内訳が21ページにございまして、全体の事業費のうち幾ら活用したかというのはここに全部書いてあります。なので、実はかなりふるさと納税の部分で、結構大きな金額を福祉、子育て支援、あるいは弱い立場の方々の支援というところに充てさせていただいているということなので、これも併せてご覧いただければというふうに思います。

○委員（前川文博）

事業別説明資料のほうの11ページ、神岡町の保育園関係のことでお伺いします。令和8年4月から認定こども園ということでスタートなんですけど、令和6年度、今の双葉保育園の床が新しくなったとか、張り替えたとか、磨いたということで見えてきたんですけども、具体的にどの辺を令和6年度に整備したのか、まずそこを教えてください。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

双葉保育園の改修でございますが、廊下の改修は保育室、それから廊下のところの修繕をしております。ほかは今改修工事の中で主なものは、遊戯室の結露対策とか、外の園庭のところになるんですけど物置を設置して、園児も増えるということでございますので、そういう対応をしておるといふ状況でございます。

○委員（前川文博）

令和7年、今、園名が変わるので名前のパネルとか、増えるので机とか椅子ということはやられるようなんですけども、双葉保育園も多分平成20年か平成21年頃にできて、もう15年、16年たってきて結構古くなってきていたんですが、設備的なもの、例えばエアコン、学校のほうも古いのを入れ替えるというのも先日ありましたし、厨房機器とか、そういったところは確認されてやられるという予定はありますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

この合併というか新設の認定こども園の設置につきましては、事前にいろいろ園舎の修繕とか、そういう改修部分も含めて打ち合わせを重ねておまして、その中で急を要するといひますか、まず最初にやらなければいけないというのが先ほど説明した部分でございます。今後なんですけど、ある程度使えるものは使っていきながら、様子を見ながら、公私連携という名前となっておりますけど、そういう意味で修繕なり、箇所が明らかになったというか出てきたときは市も協力しながら進めていくというところでございます。

○委員（前川文博）

分かりました。民設民営だけど公私連携なので、その辺の設備の点も今後ある程度面倒を見ますよということは今話があったのでいいんですが、もう1点聞きたいのが、通園バスの園名変更とあるんですけど、さくら保育園とかが指定管理になって私立に移ったときには、通園バスとかも多分そのままいっていると思うんですけど、今回、旭保育園のバスとかはそちらのほうに行くんですか、どういうふうになりますか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

委員がおっしゃるとおりというか、旭保育園のバスを双葉保育園に譲渡する予定でございます。

○委員（小笠原美保子）

事業別説明資料の6ページなんですけども、産前産後ママサポプロジェクトの充実のことでお尋ねいたします。一番最初のところに、新規でピアサポーターによる多胎児家庭支援があるんですが、ここの中に多胎育児経験者（ピアサポーター）による家庭訪問を新たに開始しますとあります。育児経験者なんですけど、ピアサポーターは市内にいらっしゃるのか、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

□保健センター長（小洞尚子）

多胎児のピアサポーターは、飛騨市内では今のところお一人いらっしゃいます。飛騨地区、高山市を含めても数名ということで、NPO法人のほうが要請をしているということで、なかなか数が多くないというのが現状です。

○委員（小笠原美保子）

ピアサポーターの確保に向けた事業周知、資格取得の支援を実施しますとあるんですが、ピアサポーターになっていただくには資格が必要ということですか。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

NPO法人が実施される講座を2回受講していただくことで、ピアサポーターとしての資格を取得することができます。

○委員（小笠原美保子）

ここに上がっている予算は資格取得にかかる費用も含まれているのでしょうか。

□市民保健課健康推進係長（加藤唯高）

現在、こちらの講座が岐阜市方面でしか開催されておらず、飛騨地域の方に参加していただくとうすと大変な状況でございます。ということで、岐阜市のほうから講師をお招きして、飛騨地内で講座を開催して、資格を取得していただくという形の予算になっております。

○委員（佐藤克成）

同じ6ページの助産師等の訪問型産後ケアの無償化についてお伺いします。予算として406万円計上されているんですけども、これは1産婦当たり8回分の無料券と9回目以降の時間当たり400円の助成額を見込んだの予算計上となっているのでしょうか。

□保健センター長（小洞尚子）

大体今7割以上の方が使われるので、その8回と、それ以降にももしかして使われるということがありましたら、その分も計上されております。

○委員（佐藤克成）

宿泊型、通所型の産後ケアの助成というものがあると思うんですけども、新年度においても9割補助ということでよろしいでしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□保健センター長（小洞尚子）

新年度においても、同じく1割負担ということで見込ませていただいておりますのでお願いします。

○委員（佐藤克成）

利用者は1割負担ということで確認させていただきましたが、飛騨市の産後ケア事業の紹介のホームページでは、助成額ということで利用料の1割という表記を出されているので、これは正しくは利用料の9割というのが表記としては正しいのか、ちょっと確認をしていただきたいと思えます。

●委員長（高原邦子）

それでは、ちょっと時間を置いて調べておいてください。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（住田清美）

事業別説明資料の15ページの思春期健診、お尋ねしたいと思います。飛騨市のヒダ×10代ケンシン（思春期健診）ですけど、今年度初めて実施されまして、このところに、初めて実施し、

検証を行い、意図した成果が見える結果となったと書いてありますが、この意図した成果というものはどのようなものなのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

思春期健診が一番目指していますのが、子供のうちにSOSが出せるというか、助けをしっかりと出していける力というか、そういう経験を積んでほしいと。ドクターと話していく中で、自分の困っていることとか助けてほしいことが言えるようになると。言えないことによって、気がついたら重くなっていて、なかなか医療でも大変な状況になることが多いものですから、そこを目指しているという中で、今回、結構もう既に元気な方々にたくさん受けていただきましたかったですけども、割といろいろ今課題を持っていらっしゃるお子様、ご家庭の健診が多かったですけども、やっぱりそこが健診の先生と話すことによって楽になれた、話していくことで今後もこうやって話していこうと思った、みたいな感想が多く聞かれたということで、これは一応一番思春期健診の狙っていた部分だったものですから、ここはある程度意図した傾向が出たなということがよく分かったというところでございます。

○委員（住田清美）

10代というデリケートな年頃にこういう語る場を設けていただくのはいいことだと思うんですが、これに対して継続して関わりを持っていくのか、そして、今年度はドクターを中心として市の直営事業として行われましたが、来年度からは委託をするということなんですが、直営から委託に変える、その意味はどのようなところにあるのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

今回委託する先は、この思春期健診を主導していただいている阪下和美氏がつくられる任意団体へ委託するという形になるんですけども、もともとこの思春期健診というのも1つのパッケージでできるようになる、いわゆる市のいろいろな職員体制とカリソースをいっぱい使っていけないとできないものではなくて、市からちょっと離れた状態でもパッケージでできる健診にしていくというのが1つの狙いでもありました。そういうこともあって、先生に団体をつくっていただいて、その団体の中だけで健診が運営できていくというのが、いわゆる市の職員のリソースをそこまで使わなくてもやっていけるというところですね、ここは目指したいところだったものですから、団体をつくってやっていくこと自体も1つの検証ということで、やってみてどうなるかというのものもあるんですけども、そういった形で運営をしていくと。来年度はドクターの健診だけではなく、看護師さんたちにもその手前でちょっと気楽な相談もできるようなものも織り込んでいきたいということを医師も言っておられまして、そういったことも交えながら、効果的にできる形を考えていこうという、そんなようなところでございます。

○委員（住田清美）

委託してしまうと市の関わりがなくなってしまうのかなということをちょっと危惧するんですけど、今年関わってこられた職員の皆さんも委託はするといえども、一応市としても関わりは持ってくださいるんですよね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

委託ですので、あくまで市の業務としてやるものを、運営を委託するということですので、中身の方針であったりどういった意図でやってこうということは、市のほうでしっかりと決めて、そこを見ていくということなのですが、委託先の阪下医師もそこは本当に連携を図って、お互いに意見交換をしながら目指していく形の運営ということで、市が決めた仕様でやっていただくというスタイルですので、担当の窓口の職員は決めますし、随時委託の団体とも連携を取りながらやっていくつもりであります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（森要）

事業別説明資料の7ページの健康寿命の延伸強化についてお伺いします。何点かありますけれども、新規に親子で歯科健診、②のマンモグラフィー、骨粗鬆症の自己負担額を下げるということですが、この支援をするに至った経過、前は減塩ということでかなり成果が上がりましたが、非常に飛騨市には骨粗鬆症とか、そういう方があるのかどうか、その辺の経過を教えてください。

□保健センター長（小洞尚子）

健康事業については、ずっと市として取り組んでいます。その中で、今国のほうでも行っておりますが、女性の健康づくり、やはり健康寿命と平均寿命の差は女性のほうがどうしても大きいということで、女性の健康づくりを何で、いつぐらいからやったらいいのかということで、その中で骨折、転倒とかで健康寿命が損なわれることが多いということで、市ではずっと健康増進法の中の骨粗鬆症検診をやっておりますが、なかなか受診率も増えないということで、骨密度というのは20歳が一番高いですので、なるべく一番の骨密度が高いところで自分の骨密度を知っておいていただければ、年齢が上がったときに受ければどのぐらい下がったということが評価できますので、若い方にぜひご自身の骨密度を知っておいていただくということで、新規としてマンモグラフィーやら骨粗鬆症の事業を出させていただいております。

マンモグラフィーについてもやはり乳がんの好発時期、そこでしっかり検診を受けていただく、これはもう分かっていることですので、これを進めていきたいということです。

あと、歯科のところについても、やはり歯科健診はあるんですけど、すこやか健診と一緒にさわやか口腔健診とかもあるんですけど、やはりご自身の歯が喪失してからでは遅いので、なるべくご自身の歯を残していくと、そういうことも相まって、やっぱり子育て世帯の中で歯科になかなか行くことが難しいということで、お子さんと一緒に行く。それと、かかりつけの先生と一緒にすることができないかということでこのような事業をつくらせていただきました。

○委員（森要）

背景は分かりました。先ほど、骨粗鬆症だと600円から500円、マンモグラフィーは1,200円から1,000円で、この程度下げただけで果たしてできるのかということもちょっと疑問なんですけども、それも大切なことなんですけど、広報とかいろいろなものに女性は骨粗鬆症の気があって、しっかり大事なことなんですよとか、何かそういう啓発みたいなことをする考えはあるんでしょうか。

□保健センター長（小洞尚子）

やはり啓発ということはとても大事なことで、飛騨市については2月頃に皆さんの家に届いていると思うんですが、次年度の検診を申し込む紙が全員に行きますし、対象の年齢になった方には個別に通知を出させていただいておりますので、ぜひご自身に来た方には前向きに考えていただければなと思っております。

○委員（森要）

3番目の健康講座「忙しくてもジブンジカン」という中に、子育て世代の女性を対象に、将来の更年期・老年期に向けた健康習慣の確立を支援しますと書いてあるんですが、具体的にはどんな支援をされるのか。この22万1,000円もどんなことに使われるのか、分かったら教えてください。

□保健センター長（小洞尚子）

忙しくてもジブンジカンというのは、子育て中のお母さんですので、そういうお母さんに出てきていただくということで託児のお金、体操をしたりということもありまして講師の委託料、それと先ほどもありましたが、骨粗鬆症を予防するということで、カルシウムを取ったり食生活を改善していくような、そういう講座の経費ということになっております。

○委員（森要）

もう1点でございます。4番目のまめとく健康ポイントということで280万8,000円と見てあります。私はよく使わせていただいております。令和7年度分はもう既にもらっているんですが、今度は幅広い世代が参加しやすいように改善するということは、これはつくって令和8年度から実施するという解釈でよろしいのでしょうか。それとも、途中からできた段階で直すのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

□保健センター長（小洞尚子）

おっしゃるとおり、次年度のカード等を印刷するものもございしますが、カードの交換については来年の1月ということになりますので、具体的にはまだ全部どういうものに交換するかというのは今後ですので、概要としてはまとまっておりますが、その中で工夫できることはどんどん工夫していきたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

事業別説明資料の27ページ、かいもの架け橋事業ですけれども、ここに書いてあることは理解できます。半官半民の新たな仕組みで持続可能にしていくということはとても大事なことだと思うんですけれども、要するに、なぜこれの財源を介護保険の特別会計で運用するということになったのかというのを、全員協議会でもざっとは聞きましたけれども、これまでの飛騨市の福祉の歴史で言うと家族介護支援手当、何かそもそもが任意事業で介護保険特別会計に入っていたものを、やはりこれは福祉事業でやろうということであえて出したんですよね、そういう経緯があるわけですよ。それが今度介護保険特別会計の中にお金が随分余っているのか、何なのか、ここで出そうということについてどういう議論がなされたのでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員のご指摘のとおり、まず一般会計の負担を極力減らしたいという前提等はございますけども、このかいもの架け橋事業の目的というところを主観的に考えますと、買い物をする方という

のは事業対象者とか、要は介護認定にかかる前の結構買い物に苦労していらっしゃる方という形になりますので、その人が買い物の手段をなくして、ヘルパーとかそういった方に任せて食事をいろいろ考えたり、日常生活の支援をケアマネージャーとかヘルパーにお任せというよりも、買い物を通して自分でいろいろ考えて、買い物も食べるものもいろいろ自分で選んでとか、そういった自立支援というところに着目すると、まさしく介護保険の理念に合致するのではないかとこのころに着目いたしました。

また、これはまた説明があるんですけど、生活支援協議体という、これはもともと介護保険の地域支援事業でやっている高齢者の方の生活を支援することを、NPO法人とか地域の介護事業者とか社会福祉協議会も含めて、いろいろどんな資源があるんだという、これを困っている方にもっとマッチングしなければいけないんだということを協議する場があるんですね。ここに、この移動販売という事業は今まで加わっていなかったものですから、せっかくある資源をここに結びつかない手はないというふうに判断いたしまして、この介護保険の中でやればそういったところも総合的にクリアできるのではないかとこの判断の下、こういった事業に取り込んだというところでございます。

○委員（籠山恵美子）

つまり、介護保険特別会計というのは対象者から取る保険料で、第1号被保険者、第2号被保険者のお金で成り立っている特別会計ですよ。本当はその中でやらなければならないのは介護サービスの充実、介護サービスの拡充ですよ。だけど、現実には人手不足やスタッフ不足いろいろなことがあって、本当はそこそこ高い介護保険料を払っていても、なかなかサービスを受けられない人も市内にいるわけですよ。それは人がいないからだったりするわけですよ。重症者は施設に入るけれども、要支援1、2それから要介護1、2、3の方々は施設に入れないでしょう。そういう方々は自分の家でサービスを受けようと思っても、なかなかそのサービスを受けられないという悩みも現実にありますよね。

それで、なぜかお金にゆとりがある。だから、タコが自分の足を食べながら生きていくような、そういうのはまずいということで今まで外していた任意事業が介護支援手当なのに、今度は移動販売の経費を逆に任意事業に入れてやりましょうというのは、結局介護サービスの充実につながるのではないかと思うんですよ。介護サービスをもっともっと充実してもっともっと利用したいのにそれができないで、利用したいとなったときにこういう任意事業に財源が取られて、やっぱり介護保険料をまた上げなければならないですねというふうにはなりませんかとこの心配なんですよ。

総務部の冒頭で市長にお聞きしたのは、要するに各部で新年度予算は絞り込みました、その絞り込んだ予算の中のしわ寄せがこういうところに来てしまっているのではないかと心配するんですよ。だから、次年度に財源ができたかという話ですけども、どうもそうではないようなので、介護サービスの充実についていつまで保障ができるのかなと心配なんですけどね。

△市長（都竹淳也）

前も申し上げたんですが、保障するためにより安定した財源のところに置きたいということなんです。なので、介護保険特別会計が不安定になってくれば、やっぱり一般財源のほうでということを考えなければいけないと思うんですよ。ただ、そのときに目的に合致しなければ当然介

護保険特別会計というわけにいきませんので、ですけども、先ほど佐藤地域包括ケア課長から言いましたように、目的にはまさしく合致しているということなので、より安定的なほうでというふうにして、言わば避難させてあると言ってもいいものだと思うんですね。

なので、今みたいにこういう財政の激変がなければ一般会計でいけると思うんですが、このまま置いておくと危なくなるというふうに思うので、それでより安定的なところ。しかも、それを慎重に検討したのは、ここに置いておくことによって保険料を上げるようなことに、これを入れたことによって保険料を上げるようなことにつながるとまずいよねという話は随分議論しました。それは大丈夫だということの中で何度も確認をして、それでこっちへ持ってきているということですから、そういう議論を踏まえての結果であるということですよ。

○委員（籠山恵美子）

この介護制度の目的に合致しているということですけども、この移動販売車を利用される高齢者が皆、地域包括支援の対象者、要支援1、2の方ばかりではないでしょう。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員のおっしゃる介護給付以外に地域支援事業というのはございまして、地域支援事業の中には一般介護予防事業というまさしく要介護、要支援の認定ではない方も予防するための事業として使っていらっしゃる事業も介護保険特別会計の中でやっております。ですから、その地域支援事業もそういった形で認知症の予防のキャンペーンを張ったりとか、一般介護予防事業の地域の体操とか、それに係る保健師の指導とか、そういったもろもろ含めて全部介護保険の財源の中でやっておる事業ですので、必ずしも要支援1とか事業対象者がついていないと介護保険の財源を使っては駄目だということではございませんのでお願いします。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、介護保険特別会計の財源が今はゆとりがあるから任意事業もこうやって入れられます。今度例えば、うまく人の採用ができてスタッフも充実してきました、高齢化も進んでもっともっとサービスしてほしいという需要も増えました、そういうときに、保険料は上げませんと今約束しましたからね、保険料を上げずにやろうとしたら、この任意事業をもう一度外に出して、介護サービスを優先してやるということが出来るんですか。その保障はありますか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

この条例改正の中で、「必要に応じて行うことができる。」という文言を入れておりますので、そこら辺の判断は状況に応じて、今回は介護保険特別会計の中でやるんだ、それで予算化をするんだ、これを議会の皆さんに承認していただくんだ、今回はなかなかちょっと介護保険の保険料の財源が厳しくなってきたので、予算的には一般会計のほうで持ちますというほうで委員の皆さんに審議していただくというようなことを繰り返しながら、そこら辺の調整はできるのではないかとこのように思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

□保健センター長（小洞尚子）

先ほどの産後ケアの佐藤委員のご指摘のことなんですが、確認しましたところやっぱり表記が間違っておりましたので、早急にホームページの表記は9割ということで変更させていただきま

すので、ありがとうございます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

宮川保育園の関係ですけど、まず1つ。新しく学校の中に造っていただきましたけど、外回り、要は遊具についてはどういう考え方なんでしょうか、教えていただけますか。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

学校と校庭といいますか、あそこは共有するということですが、先ほど言った畑なんかは一緒に使わせていただくとか、あと、プールを置くところのコンクリートの土台というか、そういうところを整備させていただいたという状況で、今のところ遊具まではということなんです。ただ、室内のほうのいろいろなおもちゃとか、そういうものは充実させていただくとか、あとは外のほうで遊んでいただくというようなこともやっていきたいと思っておりますが、遊具のところまでは整備はまだということでございます。

○委員（水上雅廣）

遊具は整備しないということでは理解していいですか。

□子育て応援課長補佐兼保育園係長（清水浩美）

遊具に関しましては、現在の宮川保育園の遊具を点検しておりますので、使えるようにはしておきます。あと、河合保育園への交流も週何度か行くように予定をしておりますので、外の遊具は河合保育園のほうで一緒に遊べると思います。あと、体育館のほうも利用させていただくので、宮川小学校の体育館で室内遊具など今後検討していきたいと思っております。

○委員（水上雅廣）

外づけの遊具がどこまで必要かというのはよく分からない。今で言うともう危険ではないかと思われるような遊具もあるので、それを全部とは思いませんけど、ただ、小学生が使っているあれを併用というのはちょっといかがなものかと思うのと、もう1つは全体のスペースとして園児たち向けのやつを置くことができるのかどうかという計画性の話もあって、その辺は一度しっかりと考えていただきたいなと思っておりますけれども、お願いできますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部参事兼子育て応援課長（舟本智樹）

委員にそういうご提案をいただきましたので、また関係者とかと相談しながら考えていきたいと思っております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時57分 再開 午後2時59分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第47号 令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

●委員長（高原邦子）

議案第47号、令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

特別会計は予算書のほうで説明をさせていただきます。議案第47号についてご説明を申し上げます。事業勘定の歳入歳出をそれぞれ25億2,280万円、直営診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ1億9,500万円と定めるものです。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりでございます。

まず、事業勘定につきましては、県全体の納付金基礎算定額におきまして約1.3万人の減少が見込まれておりまして、保険給付額も約13.5億円の減少見込みとなっております。被保険者数が減ってきていることから、後期高齢者支援金等分での保険給付費も約15億円の減少、介護納付金も約4.6億円の減少見込みです。当市における納付金につきましては約5.9億円、昨年より約494万円の減となる見込みでございます。これを1人当たりには約7,800円程度増加いたします。令和7年度の保険料につきましては、財政調整基金の繰り入れを行うことによりまして、1人当たり10万9,000円程度を見込んでおります。

それでは、8ページをお願いします。歳入です。01国民健康保険料、被保険者数は3,791人で算定をしております。ちなみに、令和6年度は4,027人です。

続いて、10ページをお願いします。上段、05繰入金の01一般会計繰入金でございます。法定内繰り入れのルールに沿って繰り入れるものでございまして、法定外繰り入れにつきましてはございません。

それから、中ほどの01財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、保険料引き上げの激変緩和を目的として繰り入れをさせていただきます。基金の残高といたしましては、令和6年度末基金残高見込みが2億3,800万円です。令和7年度繰入が5,600万円、積立金が62.4万円、令和7年度末の基金残高といたしましては1億8,300万円となる見込みでございます。

続きまして、14ページをお願いします。歳出の02保険給付費でございます。近年の診療費を参考として推計し、計上させていただいております。

続いて、16ページをお願いします。上段、03国民健康保険事業費納付金でございます。こちら

につきましては県全体の算出基礎額によりそれぞれ算出し、計上させていただいております。

それから、下段の04保健事業費です。保健事業費につきましては、主に保険料を財源として賄わせていただいております。

次ページをお願いします。下段の02特定健診・保健指導事業費です。こちらでは、詳細健診を実施することによりまして、疾病リスクの早期発見と重症化予防に取り組んでおります。

次に、直営診療施設勘定についてご説明をいたします。少し飛んで35ページをお願いします。歳入でございます。01診療収入につきましては、それぞれの診療施設での診療見込みにより積算をかけております。特に、河合診療所、宮川診療所において患者の減少もございますけれども、後発医薬品の使用料の増加、薬剤がなかなか入ってこず院外処方への切り換えにより、収入が減少しておるという状況でございます。

38ページをお願いします。上段の01事業勘定繰入金です。僻地診療所の運営費に対する県からの特別調整交付金分を計上させていただいております。

中段、03繰入金の02他会計繰入金は一般会計からの繰り入れで、歳出歳入の調整で繰り入れしております。

続いて、40ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出でございます。人件費は給与等の増額を計上しております。

43ページの03医薬品衛生材料費等を今年度の必要見込み額と比較させ、減額させております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（住田清美）

基金の運用の関係をお尋ねしたいと思うんですけども、国民健康保険料は県下で統一して、急激な保険料の増加につながらないようにということで、段階的に基金を投入しながら保険料の上昇分を緩和してあったんですけど、いよいよもう令和7年度末には2億円を切るような基金の残高になってしまいますので、あと多分3年度くらいこの基金を充当すればなくなってしまうのではないかと危惧されます。そうなったときに、保険者も今だんだんと減ってきています。特に今、昔は60歳で定年になったら国民健康保険へというような流れが、雇用年齢の上昇によって入れたときには皆さんほとんどが多分年金受給者の皆さんになりますので、この基金からの充当の保険料緩和策がないと結構な高額になるのかということが危惧されますので、ここ2年、3年の間に今後の見通しとか、保険料がマックスどこまで上がってしまうのか、本当にこの後、法定外繰り入れの基金投入については考えていらっしゃるのかお尋ねします。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

まず、基金の投入につきましては、現在の計画では令和11年度まで基金投入を予定しております。令和12年度以降は基金投入なしで運用ができると推計しております。なお、毎年1人当たりの保険料を6,000円ずつ上げていくということの前提で基金の運用計画をつくらせていただいております。

○委員（住田清美）

基金がなくなった後の法定外基金積立のようなものは考えていませんか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

法定外繰り入れは今のところ考えておりません。法定外繰り入れなしで運用できると考えております。

○委員（籠山恵美子）

令和11年度まで毎年平均6,000円ずつ上げていって、少し余裕を持たせて、令和12年度からは何とか標準保険料でやっていくようにしましょうというのが市の考え方ですよね。それで、その途中でもう既に令和5年度からでしたか値上げが始まっていますけれども、自分で医療費がいっぱいかかったわけではないのに6,000円ずつ保険料が値上げされるのは本当につらいと思います。保険料が高くて私もつらいですよ。この基金はもう丸々値上げ抑制のために使うものとして捉えているから、そういうものへの手当てをやる余裕はないわけですよね。令和12年度からは、令和12年度まで毎年上がっていく保険料で果たしてやっていけるのかということなんですよ。今の国民健康保険の加入者は非正規雇用の方も増えているので、そういうところで何か方策は考えていらっしゃるんですか。法定外繰り入れはやらないと言いますが、また保険料値上げですか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

必要なものは必要なだけの保険料をご負担いただくというのは基本的な考えとなっておりますので、現状は必要な保険料をいただくという考え方になるかと思えます。今後、非常にそういったところで課題が出てきた場合、またその都度検討のほうをさせていただければと思っております。

○委員（籠山恵美子）

私は本当に飛騨市に大変だなと同情してしまうんですよ。今まで国民健康保険料を低く低く抑えてきた、いろいろな予防事業に力を入れてやってきたわけですから。減塩運動にもいっぱい力を入れて表彰されたり、執行部のほうも努力されているんですから。だから思うんですけども、市長、これは県の単一化した保険会計ですけども、やっぱり県のほうでもどれだけきちんと標準保険料というものに、市町村に配慮するかということも問われてくると思うんですけども、県のほうにやっぱり何か言っていく必要があるのではないのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

まずその前に、県統一の保険料にしていなくての都道府県の数がもう僅かになってきていますので、基本的には県一本化はもう目の前まで来ているという考え方ですね。ですから、今、飛騨市の数字が県のちょうど真ん中辺まで来ています。42市町村のちょうど真ん中辺まで、平均に近いところまで来ていますから、近隣でも高山市なんかはかなり高いんですけど、それでも真ん中辺まで来ているということを考えると、どの辺で最後一本化のところへ着地できるかというところがむしろ今話題になっているというのが1つありますね。

それからもう1つは、先ほど住田委員もおっしゃいましたが、要するに被用者の保険の適用拡大があって、国民健康保険から人がざっと流れるということが話題になっています。この前も国民健康保険団体連合会のときに説明があったんですけど、今まで制度改正って平成24年と令和2年と2回あるんですけど、全国ベースでいくと平成24年に15万人被用者に流れて、令和2年に

40万人流れているんですが、今度は110万人流れるという話になっているんですね。こうなるとどうなるかという話なんですが、私はてっきり国民健康保険財政はかなり厳しいことになるだろうと思っていたら、国民健康保険団体連合会の説明のときは、逆に医療給付費と後期高齢者の支援金が減るので、国民健康保険財政としてはかなり収支改善するという説明でした。なので、確かに入って来るものも減るけど出るものも減るので、後期高齢者医療のほうへ大分支援金を出していますから。あと、被用者のほうへ流れていくとももちろん医療費そのものも減りますのでね。なので、ここから先の動きというのは、この辺りの議論をよく見極めていく必要があるなということがあるということです。

ただ、もう1つ懸念すべき事項としては、今、全世代型社会保障の中で、保険にいろいろな子育ての支援金を付けるとか、こういうことがいっぱい行われるようになってきていて、これは別に国民健康保険だけではなくて全ての保険なんですけど、全体の調整分がそういうところにいっぱいつけ回されてくるのではないかということのをちょっと懸念をしていたり、今回、高額療養費の問題がありましたけど、財務省、国は何とか調整したいので、そういうところで薄く広くというよりは、特定のところへピンポイントで狙って財源を求めてくるみたいなことが起こり得るので、ここから先の動きは単純に岐阜県内の動きだけではなくて、被用者保険の適用拡大の問題であったり、そして支援金がどうなってくるかということ全体を見極めながら、国民健康保険財政を丁寧に見ていく必要があるなというふうに思っています。

我々としては、これはもう全国市長会もそうなんですけど、とにかく丁寧にやってくれということも申し上げていて、今回的高額療養費のように突然僅か1か月、2か月でぼんと出てくるというようなことだけは絶対ないようにと、丁寧な説明をしてほしいということと、国全体の制度改革のときは、政府が責任を持ってきちんと被保険者にも説明をしてほしいということは繰り返し申し上げておりますし、なので、全世代型社会保障ですから、どこかでは財源を捻出しなければいけないということは理解するんですが、やっぱり弱い立場の人とか、先ほどの高額療養費のように非常に命に関わる部分というのは、やっぱり慎重にやらなければいけないので、そういったことを求めているというのが今の現状であるということで、ご理解いただければと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わりにいたします。

◆議案第48号 令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

●委員長（高原邦子）

次に、議案第48号、令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第48号について、こちらも予算書でお願いをいたします。歳入歳出をそれぞれ5億1,250万円と定めるものです。後期高齢者医療につきましては、75歳以上の方が加入する医療

保険制度で、保険料は県の後期高齢者医療広域連合で決定をいたします。この特別会計につきましては、保険料を納めていただいて、この会計から広域連合へ納めます。令和7年度の予算編成では、被保険者数を5,686人と見込んで予算計上させていただきました。ちなみに、令和6年度は5,668人でしたので、18人の増ということになっております。

では、5ページをお願いいたします。歳入、01保険料につきましては、広域連合からの指示額を計上させていただいております。

それから、下段の03繰入金の01一般会計繰入金につきましても、広域連合からの指示額となっております。

続いて7ページをお願いします。歳出です。下段、02後期高齢者医療広域連合納付金でございます。納めていただいた保険料を広域連合へ負担金として納めるものでございます。また、471後期高齢者医療広域連合事務費負担金、472後期高齢者医療保健事業費負担金につきましても、一般会計からの繰入金で、広域連合へ納めるものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆議案第49号 令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算

●委員長（高原邦子）

次に、議案第49号、令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

引き続き予算書のほうで説明をさせていただきます。議案第49号についてご説明申し上げます。保険勘定の歳入歳出をそれぞれ32億5,710万円、事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1,200万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用につきましては、第2条のとおりです。

令和7年度は、飛騨市第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画でございますけれども、2年目の年度となります。介護保険料は第8期と同額で据え置きとなっておりますので、その方針で予算編成も行っております。また、介護サービスにつきましては、要介護認定者につきましては高齢者の減少に比例して減少傾向でございます。内訳に関しましては、要支援者が微増、中度・重度認定者につきましては微減の傾向でございます。

それではまず、保険勘定からご説明いたします。9ページをお開きください。まず上段、歳入の01介護保険料でございます。被保険者数は、令和6年度より110人減の8,690人を見込んで計上させていただいております。

次ページの3款、4款、5款につきましては、03国庫支出金、04支払基金交付金、05県支出金でございますけれども、歳出に対する法定負担率により計上させていただいております。

続いて12ページをお願いします。上段、07繰入金、一般会計からの繰入金でございます。全て法定での繰り入れとなっております。

17ページから22ページは保険給付費です。要介護認定者数が減少傾向にあるため、介護サービス給付費は減少、介護予防サービス給付費は増加で予算計上させていただいております。

少し飛んで27ページをご覧ください。上段、01保健福祉事業費です。全員協議会でもお話ししたけども、一般会計を財源に実施してきた5事業について、持続可能な事業とするために介護保険特別会計の保健福祉事業として実施をさせていただくものであります。上から2行目の07報償費の010ケアマネージャー報奨品、18負担金、補助及び交付金では042移動販売事業者支援事業補助金、122家族介護応援手当交付金、125介護保険移動対策助成金。あと、特養等夜勤者処遇改善臨時交付金事業は711医療介護福祉人材確保対策事業に含まれます。

続きまして、事業勘定についてご説明いたします。これも少し飛びまして41ページをお願いします。まず、歳入でございますけども、01サービス収入につきましては事業勘定は要支援の方のプランを作成するもので、地域包括支援センターの重要な業務でございます。このサービス収入につきましては、ケアプラン収入が月165件、年間では1,980件の見込みで計上させていただいております。これは昨年度の法改正によりまして、要支援の方のプランは、地域包括支援センターを介することなく居宅介護支援事業所が受けることが可能となったということがございましたので、今年度途中より、市内居宅介護支援事業所にそのように対応をお願いしており、そのため減少をしております。

それから、02繰入金でございます。厚生労働省の通知に基づきまして、令和6年度からの事業勘定の不足分につきましては、保険勘定からの繰り入れに変更させていただいております。

歳出につきましては、ケアプランを立てる職員の人件費や受けきれない要支援の方のプランの委託料等ですが、先ほどの居宅介護支援事業所が直接受け入れていただいたことに伴い、委託料が減少しており、事業費が減少しております。

以上で説明を終わります。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

先ほどの買い物支援の関係のことでお伺いいたします。事業費600万円ということで見えてあるんですが、内容の半官半民の新たな仕組みづくりで、1事業者当たり人件費相当額を年間150万円を上限ということですが、これの根拠、査定単価というか、その辺はどのように持っていらっしゃいますか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

まず、この上限額150万円は、とりあえず今年度の補助の上限が150万円ございまして、これは全て車検費用とかもろもろの消耗品と人件費を含めた上限額が150万円というところですので、まずこれを基準ベースといたしまして、人件費相当がもう既にこの150万円の上限に至っている事業者が多いものですから、ここをベースにしようと。それに追加して、ほかもろもろの経費も2分の1支援ということで上乗せ追加したと、そういった部分でちょっと拡充したというふうに積算しております。

○委員（前川文博）

分かりました。ここなんですけども、1事業者なのか、例えば2台あるところが出てきたりとか、ちょっと詳しいことは私分らないんですけども、そういった場合、1つの事業者は1台の車で150万円の人件費だけ、2台動かすと単純に言ったら300万円かかるわけなんですけど、2台あるときというのはそれでも150万円という考えですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

ドライバー1人につき人件費というふうに換算しておりますので、もし1事業者でドライバーを2人確保して、そのような運行をされるということになれば、それはちょっと考えなければいけないというふうに思っていますが、今のところ1事業者1ドライバーで展開しているというような状況です。

○委員（前川文博）

今の話ですと、1事業者で2台ということであれば考えるんですが、今の現状は1事業者1台というところしかないということよろしいですね。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

お見込みのとおりです。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

◆閉会

●委員長（高原邦子）

以上で、本日の予算特別委員会を散会といたします。次回は明日、午前10時から開会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時26分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算特別委員会委員長 高原 邦子